

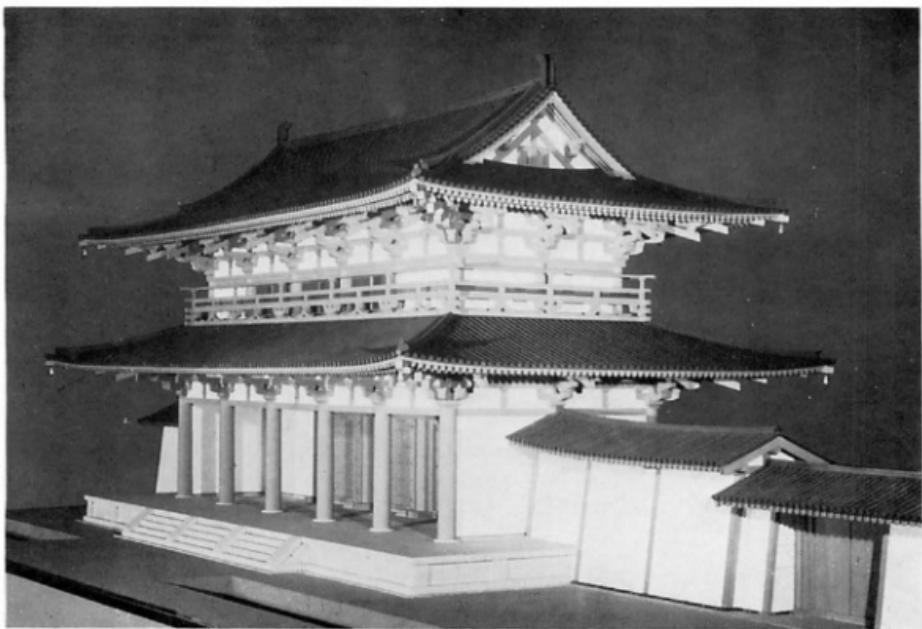
# 奈良國立文化財研究所年報

1966



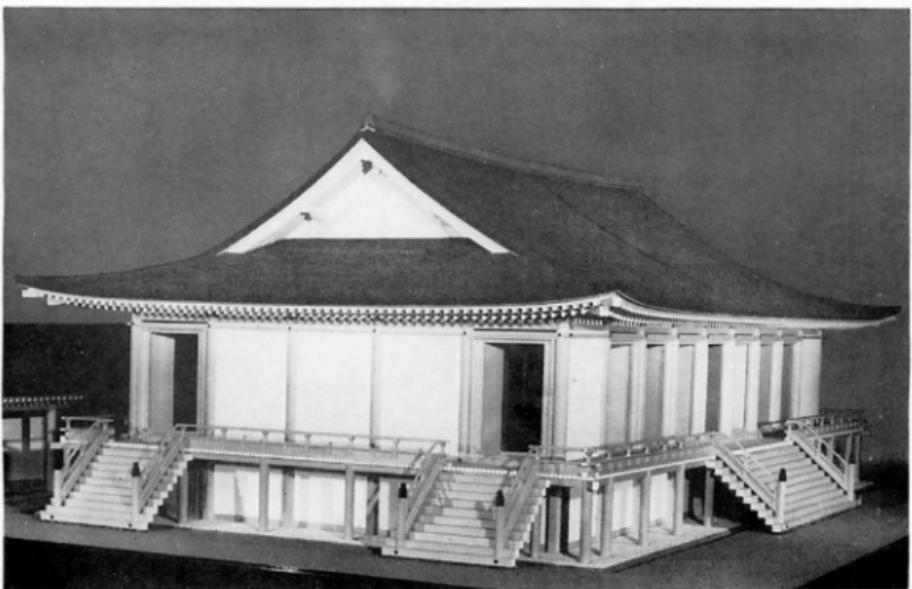
奈良國立文化財研究所

板繪本智光曼荼羅図 モザイク集成せるX線写真(部分) 元興寺極楽坊



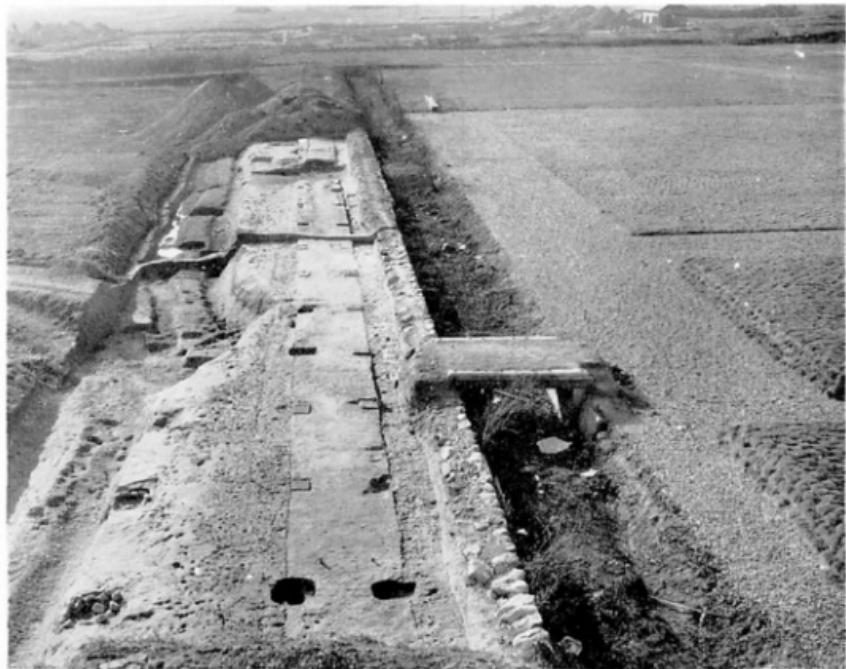
朱雀門模型

内裏正殿模型



宮城東南隅調査地域全景 南より

内裏南面築地回廊 東より



平城宮跡

地藏菩薩立像 旧熊山竹林寺所藏



木製百万塔 平城宮跡



## 目 次

板繪本智光曼荼羅図 X 線写真	1
口 絵 平城宮朱雀門・内裏正殿復原模型	8
平城宮第12・32次発掘調査遺構	12
竹林寺地蔵菩薩立像・平城宮出土遺物	16
寺地と結界の種々相	19
元興寺極楽坊・智光曼荼羅図（板繪）のX線調査	23
舞鶴地区の美術工芸調査（続）	27
寺所藏 大般若經卷第六百（春日若宮經）について	31
平城宮建築復原模型	31
昭和40年度平城宮出土の木簡	41
昭和40年度平城宮発掘調査概報	45
旧一乘院関係近世文書の収集	45
奈良国立文化財研究所要項	45

# 寺地と結界の種々相

建造物研究室

## 東大寺の場合

伽藍・僧坊及び園林などを含む寺地全体を清浄な区域と見て、俗界との間に截然と境界を定めこれを自らも確認し、隣接する俗界の人々にも認証させるのを「結界」というと、仏制比丘六物図に書かれている。結界は仏教の重要な修法の所作でもあり、受戒、布薩、悔過、請雨などはこの結界内の堂宇又は壇上で行われるものであるからそれに関連する儀軌の類も数多く、我が仏教界でもそれに関連する行法が昔から継返し行われ、その遺跡遺構のいくつか知られたものがある。

条坊制による区割を持つ古都、条里制による区割の上に棲む農村の平地伽藍のほかに、奈良時代から山岳佛教關係の寺地には頗る地地形物を利用して境界線としたものもある。それらの多くは密教的色彩を帯びた寺院であつて、そういう傾向をもつ寺地の最古のものを南都東大寺に見出すことができる。東大寺の旧境内は平城京の外京にあり、その伽藍主要部の西側は京極大路を境とし、北は一条通の北一町、南は二条通より更に一町南の小路の延長線上がそれぞれ限界であるが、觀索院(主院)部分とその付属地については、その北限と南限及び東限は、このような直線によつて区割されではない。正倉院御物天平勝宝八歳の東大寺四至山界図によれば、東大寺北方の某寺、(おそらく伴寺であろう)北方の一堺道界にはしまり、時計廻りの順に、一堺飯守道、三堺佐保寺道、四堺佐保川、五堺佐保川源、六堺香山東南道、七堺能登川、八堺水室谷、九堺興福寺道、十堺寺瀬となつていて、西面の京極大路の直線上にある部分を除き、一堺から十堺までをそれぞれ河川の水源、合流点、道路の交叉点又は分歧点など一見して判りやすい地点を以て標識とし、それらを結ぶ道路、流路、山稜などを以て境界線としているのである。そのうち京極大路に面して皆は築地盤があり、一条通の中心線上西に向つて佐保路門(転害門)が建ち、一条二条中間通に面して中門(俗に旋門)、一条大路に面して西大門が建つていたのであるが、転害門のみ残り、そこには今日でも通柱櫓がかかるつてゐる(第1図)。このような広大な区域を淨地として結界すると同時に、東大寺では大仏殿を中心とした伽藍部及び、法華堂、二月堂を中心とした上院だけに限られた小区域を結界する考え方がある。

東大寺伽藍をめぐる祠堂に関しては、東大寺要録諸院章第四に、

## 八大菩薩

第一仙宇 興文大菩薩(在三井寺西方)

以下第二興成大菩薩(在二月堂西方)、第三興松大菩薩(在二月堂東方)

日延上

第四興明大菩薩(在上如法院西方)、第五興兒大菩薩(在西皮日天降)

第六

## 興劍大菩薩 在「東南南方」、第七興進

日如上

## 大井 在「國分門内南方」、第八興高

亥子丑日天下

大井在「鼓坂」とあり、最後に「祭文  
云、夫八大井、皇天史者南外史佐仙  
人大神、是大梵王之分身、牟尼尊之  
寺軒書  
乘跡也、為護三八州、為銷三八  
東方、為表三八百万神之上首、為  
示三八相成道之本形、現三八神仙、  
第1号三八大井、所天降也矣(下略)」

とある。覚禪抄ではこの「東大寺八  
大明神鎮事」を結界の鎮國として、  
「大師付三增益」、東大寺仏殿之八方。  
猶八大明神祠ノ給、是為八方鎮也  
云々」としている。このうち興兒は現在北方に移動し、興劍ではなく、  
興進も北方に移建されている。そしてこれら八大明神は神名帳にこの  
ままの順序で出て来るものである。

これら八箇の祠堂は北撰勝尾寺における八大石藏にも相当する結界  
の榜示の一種を見る。ただこの場合八箇所の祠堂を漫然と羅列すると  
その意味が判然としないので、これらを仮に二つの系列に分けて考察  
して見ることとする。第一興文、第六興劍、第七興進、第八興高を一  
組として各祠堂(旧位置)を直線でつないで見ると、真北に対し約一五  
度東に傾いた一辺四町のほぼ正方形の区割が得られる。一見してこれ  
は大仏殿を中心としたいわゆる伽藍譜の結界と見なすことができる。

弘法大師は平安時代初頭に高野山に金剛峯寺を建てたが、その結界  
資料として「統編照應錄性靈集補闕抄」に弘仁六年四月一日沙門空海

同様に第一興成、第三興松、第四興明、第五興兒の四祠堂だけを結んだ  
不等辺四角形からは上院の主要部分である二月堂、仏壇屋、湯屋が外  
れることになる。一方修二会(十一面觀音・俗称お水取)に際して、上院  
(法華堂二月堂及びその付属屋)への通路、たとえば北方から拾つて見る  
と、中性院前石階段道の中程、二月堂西下方食堂(阿利帝母神堂)前  
の築地堀(植木)添い、二月堂の南西角と法華堂北門を結ぶ直線上、  
開山堂東南角と法華堂正面の石燈籠を結ぶ直線上 この場合距離が  
長いので開山堂の築地堀瓦上と石燈籠の笠石の上に小形の連注欄を置  
き、その二点を結んで連注欄を張つたことを意味している。そこで第  
二組の祠堂を法華堂を中心とした一つの行事例えれば千日不断花会とか  
桜会などの行事に関する独立した結界と見るか、修二会に因連した連  
注欄以内を總合して上院の淨域を示すものと見ることもできる。また  
修二会期間に限らず、年中連注欄の張られているのは關伽井屋南人口  
と仏壇屋北人口、湯屋(大湯屋でない)東入口の三箇所であるが、これ  
らは修二会用の個々の建物としての結界の意味と思われる。(第2図)  
このように東大寺だけでも結界が重なり合っている。即ち夙に大面  
積の寺地と、伽藍又は上院周辺を限つたこの小面積の淨域の確保があ  
り、更に修二会用の特殊な建物を取上げた四種の結界が重複して行わ  
れたことが認められよう。

## 2 高野山と比叡山

疏と紀録する「高野建立初結界時啓白文一首」と「高野建立壇場結界啓白文一首」とが収められている。殊に後者は

(満略) 我今此地者、是我之地、我今欲立七日七夜、都大道場法壇

之会、供養一切十方法界、諸仏世尊及般若波羅密多、諸菩薩衆、領

諸徒衆、決定一切秘密法藏、難思議法門、故取諸勝成欲護身結界法

事、於此伽藍、東西南北、四維上下、所有一切破壞正法、毗那耶

伽、諸惡鬼神、皆悉出去我結界之廻七重之外 (下略)

とあり、結界されたその区域が方七里に及んだことを示している。

その広義を一口に七里と言つてはいるが、その四至に関しては高野山

文書(大日本古文書案わけ第一)中、金剛峯寺所蔵続宝簡集一所収「弘

法大師手印總國造告目錄御手印卷」には

界(舟田天皇 東月生川上 南阿帝川 南構峯

界(西神勾足川 北吉野川 在國判)に

界(東宇知月生川 南阿帝川 南構峯

とある。また続宝簡集所収「金剛峯寺衆徒愁狀案」にはその四至を一

東限丹生川上峯、南限阿當川南峯、西限庵身山谷、北限紀川云々然當

用者南界之内接峯之以北也」とも書いている。広さは方七里、四至の

東限南限は溪流及び山陵、西限北限は河川流路を利用するなど天然の

地形によつたものであつたことが判る。

一方伝教大師の開いた比叡山延暦寺については、「叡岳要記」山門

結界仏閣建立」に

延暦寺

在「日本国近江國志賀郡比叡山」

寺地と結界の種々相

大界地參拾陸町、周山四方各六里  
宗教大師結界 内地淨 略結界

東限三比叡社井天塊、南限三登美漢、西限二大比叡峰小比叡南峯、

北限三津浜構川谷

とあるのが、「山門六即結界」に相当する。また弘仁九年の「太政官

牒」にはその四至を「定寺家四至内外界事」として

東限三江際、南限二富谷(一作

西限下水飲、北限二剪嚴院北漢(横川)谷

をあげている。また「福山内界式」があり「内外八重結界在之」と

ある。高野山も比叡山と共に六乃至七里に亘る広大な区域を、何れも山

稜、渓谷又は道路など自然の地形により結界していたことがわかる。

### 3 中世寺院の場合

平安時代末期の寺地結界は、淨瑠璃寺流記事に

一久安庚九月之比 伊豆僧正御

房(忠信一秉院 法性寺殿忠通令息) (中略) 而僧

正御房御座之時、重有<sup>レ</sup>結界等

御沙汰、被<sup>レ</sup>掘<sup>レ</sup>池、被<sup>レ</sup>立<sup>レ</sup>石、

種々有<sup>レ</sup>御興行

ねて結界の御沙汰あり」とあれば、それ以前に於ても何回か結界の修法が行わっていたが、この期に於て特に蓮池を掘るという環境整備のことが重く見られた記事であろう。また淨耀院より程近い忍辱山円成寺に關しても、本朝高僧伝第五十二「寛延伝」に、

忍辱山從<sup>〔注1〕</sup>万寿初命<sup>〔注2〕</sup>開山、垂一百四十年頃庵相雜、遍一住寺院  
結界、略復<sup>〔注3〕</sup>旧貫<sup>〔注4〕</sup>

とある。ここでも仁平三年（1153）に寛延が結界修法を行つたと見ることができよう。

#### 西大寺系律院の場合

鎌倉時代中期に於ける仏教界で注目すべきは西大寺叡尊の業績である。その伝記集成を通説して氣付くのは、叡尊が大和のみならず近畿一円の各地の寺院で結界の修法を行つていることである。

暦仁元年（1238）にはまだお膝元<sup>〔注5〕</sup>西大寺を結界し、建長元年（1249）河内真福寺、弘長元年（1262）山城葉室<sup>〔注6〕</sup>淨住寺、翌年閑東往<sup>〔注7〕</sup>越中某宿房持<sup>〔注8〕</sup>佛堂、文永三年（1266）再び西大寺、弘安四年（1281）平田最福寺、

弘安六年（1283）折津<sup>〔注9〕</sup>四天王寺敬田院、翌年唐招提寺、弘安八年大和大御輪寺<sup>〔注10〕</sup>（現在大神々社）正応元年（1288）八月海龜王寺などに結界修法が行われ、その「結界表白」なども伝わっている。

その際に寺地を清浄なる形に整備し園池を掘つたが、律苑僧宝伝所

収南都西大寺興正菩薩伝には「置放生池於諸州一千三百五十余所」と書かれているほどである。

叡尊の高弟であつた貞親房忍性も、各地で結界修法を行つてゐる。

金沢文庫所藏「結界唱相」によると、大和国教安寺（久度寺）、同國西安寺、山城國速成就院<sup>〔注11〕</sup>、白毫院、乘雲院、紀州西福寺、泉州勝福寺などがある。

忍性が芻摩師となつて行つた結界の修法のうち最も資料のそろつているのは称名寺である。

称名寺は文応頃には念佛寺の機構をそなえていたが、當時関東で西大寺派の弘布に努めていた忍性は強く北条実時に働きかけ叡尊の鎌倉下向を要請していた。実時も日蓮宗や禪宗の急激な抬頭によつて動搖した宗教界を戒律の樹立によつて安定させようと考えたのも知れない。かくして叡尊は鎌倉に来はしたが滞在は半年に満たず、従來の念佛を停止して永年の住所に於てようとした実時の申出も拒絶したが執權時頼夫妻はじめの将軍家女房、御家人、僧侶など相つて受戒した。実時は受戒を受けただけでなく、從来念佛宗的であった称名寺を律宗に改め、西大寺系の律院としたので、そのまま今日に至つてゐる。即ち称名寺がやがて律院らしく結界修法が行われたのであつて、当時の伽藍及び寺地の詳細圖が作製されたのである。

金沢文庫目録によると、元久三年（1296）閏七月二十六日覚揮が六十三歳のとき淨土院で書いた結界法という一卷一軸を、建武三年（1336）に當時六十一歳の実真が、称名寺長老の御本を賜つて書写したものも残つてゐる。

称名寺結界圖紙背には「大德悟聰我比丘為僧唱四方大界相從當寺東南角鶴巣木中心」にはじまる合計五二三字より成る本文の末尾に、「

別摩師  
麻薬寺長老—忍公大師

答法  
多宝寺長老俊海律師

唱相  
湛谷

と記録している。

結界の修会の一つのあり方であるばかりでなく、伽藍をとりまく環境のあり方、特に金堂前に池をほり、中島を置き、反橋をかける作意は、京都の公家の邸宅で流行した寝殿造庭園の一般形式に近く、また

寂殿の側に中門廊を突出させた公家風の住居の前面に小池の風流を加味した点は、時の経営者貞頼が長年京都にあって、公家文化に浸り切つて来た人であつただけに首肯できる。(第3図)

寂尊の影響を受けて結界修法をされた近畿地方で最も古い寺の一つに奈良法華寺がある。同寺所蔵資料中に「法華滅罪寺大界相(巻百版題)」一巻と、「無常院淨地相」一巻とあつて、その内訳は前者が

寂尊の影響を受けて結界修法をされた近畿地方で最も古い寺の一つに奈良法華寺がある。同寺所蔵資料中に「法華滅罪寺大界相(巻百版題)」一巻と、「無常院淨地相」一巻とあつて、その内訳は前者が

一宝治參年(西暦二月六日申時結之  
一法華滅罪寺淨地相

一法華滅罪寺大界相

争也相

大界相

施華院淨地相

後者には

一法華滅罪寺無常院淨地相

が収まっている。そのうち前者には宝治三年(1249)二月六日に結び、同十四日酉時に解いた全寺域の結界に結縁した數十名の比丘尼、式叉尼、法同尼、形同尼の名と、二月十五日酉時に結び、十年後の正元元年(1259)五月四日に解いた浴室の結界、正元元年五月四日及び文永二年(1265)四月十日に結んだ施華院の一度の結界、文永九年(1272)十一月七日に結んだ無常院の結界の比丘尼、式叉尼、法同尼、形同尼、形同沙弥尼衆名をそれぞれの界線とともに掲げている。ここで法華寺全域の場合を結大界相と称し、浴室・僧堂など個々の堂舎、及

び子院のみの場合には淨地相と呼んでいるのは注目に値する。

## 5 中世寺院結界の勝示

前掲の結界に際しても勝示の種々相を列挙したが北撰勝尾寺（箕面市）の場合は八大石蔵を用いている最も特異な例である。島越憲三郎氏編「勝尾寺文書（大阪府史跡名勝天然記念物調査報告別冊）」、「史述と美術」誌の藤井直正氏論文「北撰勝尾寺八天の石蔵—中世寺院の勝示遺構」<sup>〔註5〕</sup>を参考にされるがよい。

勝尾寺文書所収「八大官旗撰津國勝尾寺」には、「（前略）開成皇子桓武天皇第八御子結界之時為防護慶界上障分山地於内外埋四天於四方爾降号八天之石藏八龜埋八天形像其上疊石為壇以号八天石藏用為一寺之勝示也（下略）」とあり、「右馬寮下文」（寛喜二年二月）には「本願結界之昔、分山地於内外埋八天於四角永為寺領之勝示以号八天之石藏云々」とある。その位置及び四至については左記の文書に掲るとよ

〔註4〕  
「勝尾山四至注文上右馬寮家寛喜二後正廿七」

注進 勝尾寺碑事

四至

東限泉原御室御領栗生山綾小路御領  
南限萱野山近衛殿御領  
西限寮御牧領川定

北限高山界

四角四天石藏事

丑寅泉原高山兩界  
辰巳泉原栗生兩界河定  
未申萱野御牧兩界河定  
戌亥高田真川原兩界

右注進如件

寛喜二年〇後正月廿七日 （花押）

天、未申角（実は午未）の増長天、戌亥角（実は酉戌）の広目天石蔵が作られ、その間の山頭又は山顎の見通峠、渓谷、道路をもつて境界として居たのが、少し年代が降つて卯方に降三世明王・午方に軍荼利明王・未申方に大威德明王・亥子方に金剛夜叉明王が挿入補足されて八大石蔵となつたものらしい。この形成は東大寺の場合とも異り、且つ石積みの小壇と小型青銅像彫刻などが美事保存されている点は特筆されるもので、結界勝示の研究上没すべからざる資料であると思う。

## 6 近世における寺地結界資料

最後のところで、近世における寺地結界資料を一つ提供しておきた。

最近或る古文書展示会で一見することのできた山城国樹尾（西明寺）結界図は右上方に慶安四年九月廿一日の日付を書きている。図はやや東（右寄りの南（下）方から北（上）方に向つて寺地を描き、北背面には二つの山の尾根を書き、手前の尾根は寺地の東北後方から斜西南（左）方に尾根を延ばしている。寺地の東（右）の川は北（上）方から南（下）方へ流れ、南（手前）の川は西（左）方から東（右）方に流れ

東南（右下）角で合流している。寺地は園上で見るとやや東西（横）に長い方形で、南中央に門があり、その中に本堂、食堂、東・中・南の三箇所の室、藏庫のほかに閻伽井屋や僧厨、下廻などが図示されている。門の外側に南の川と併行して道路が見えている。

結界は石と木をついた線によつて示されている。東北（右上）に初石があり、南（下）に向つて二石、三松、四栗、五松、六松、七栗、八石とつづく。界線は八石から四五度西に曲り、道路を跨いで九松に結ばれる。九松から界線は真西（右）に向ひ、十栗、十一栗、十二ホフリ、十三桜、十四楓、十五同（楓）、十六石、十七桜、十八石となる。十八石から界線は直角に北（上）向となり、距離をへだてて尾根上の十九石、更に西北角の廿石となる。廿石から界線は更に東に向つて直角に曲り、廿一松、廿二栗、廿三松、廿四松、廿五松、廿六終石となり、その界線を延長して初石に結んでいる。その間時計通りの方向に八個の石と、十八本の植樹を以つて合計二十六界の標識としている。これらの樹石は蘇悉地經などに謂う勝負に相当するものであり、儀軒に忠実な結界標識といえるであろう。

## 結 び

以上記録と旧寺地との照合とによつて、結界の種々相を考察したが、記録上の結界区域と現状とは必ずしも一致しないことが判つた。中には伽藍・僧坊・園林を含む広大な旧寺領が大半民有化し、完全に市街地又は農村として俗化してしまつた箇所も少くない。しかし一方には東大寺伽藍・上院及び上院の特殊の堂舎或は称名寺、勝尾寺のように

旧結界区域がそのまま淨域として保存され、史跡の指定を受けているものもある。結界資料の収集と解説とは単に文化財保存上の問題であるばかりでなく、中に伽藍、僧坊、園林などを含む広大な寺領を結界する場合は經典に言う結大界自然界・攝僧界に匹敵するであろうか、特定な行事のために結界される小面積の淨地及び特殊堂舎はこれを結小界（作法界）又は戒場と呼ぶことができるかどうか、寺地の研究は仏教史学と併行しての究明が必要なのではないかと思う。

（森羅・牛川喜翠）

## 註

伊藤ていじ博士著「結界の美」淡交新書昭和41年6月刊にとりあげた「結界」は、日本近世における後義の施設のみを取扱つてゐる。また「飛鳥奈良時代の寺院仏堂には結界はなかつた」とあるが、「御正食院文書」中には四分律破、不空罣索經、陀羅尼界經、蘇悉地經など律或は密教系經典の名が見え、「結界道場文」、「護身結界供養陀羅尼」などは明らかに結界のための經典である。道場は有部律、毘婆尸は四分律をもつて知られている。正倉院御物東大寺四至山屏風を結界圖と見、修二会行事の必須区域と講施設が結界されてることを知るならば、「結界」は東大寺には奈良時代からあつたといわねばならない。

東大寺では奈良時代からあつたといわねばならない。

東大寺の連注欄の位置については東大寺事務局鶴井寛秀師の示教を得たので謝意を表する。閻伽井屋の連注欄は毎年取えられ、  
鶴井寛秀師の話によると、閻伽井屋南人口の連注欄は毎年取えられ、  
そこで不用となつた二年目のを仏壇屋北人口にかかげ、仏壇屋のお古即  
ち三年目のを湯屋東人口にかかげる山である。（以下18頁へ）

## 元興寺極楽坊・智光曼荼羅図(板絵)のX線調査

美術工芸研究室

〔調査の経過と方法〕元興寺極楽坊の重文・著色智光曼荼羅の昭和40年度修理事業にあたり、画様の実態をきめ、板絵の構造をあきらかにし、また作風や技法の分析的研究に資するため、超歛X線照射を中心として、それぞれに補足的観察をともなう調査を、二次にわかつておこなつた。

第1次調査。昭和40年9月。ソフテックスE型使用。照射条件: 二 次電圧13KV、電流5mA、照射時間25sec、距離96cm。被写体同前。 フィルム、フジKX四切判、現像D-172倍液90sec。全面を堅8段、 横9列、一区割の寸法堅26cm、横21cmを標準とする72区にわかつ、そ の全区を照射した。区割は四切判フィルムの寸法を基にし、しかも隣接するフィルムが充分に重なりあうように留意した。X線写真の集成によつて原画の特殊な写真複製作ることを考慮にいれたからである。そうした考慮と撮影が多量にわたることなどのため、フィルムを黒紙袋に封入した状態で撮影をおこなつた。これは作業経済の点で有効であつたし、僻地での調査にも便利であると思われるが、後述のようにフィルムのそりについて、なお検討すべき問題をのこした。

〔板絵の構造〕現状は不整に七片の板に横割れしているが、原状については、構図の相称性にとらわれることなくこの照射範囲にいた。調査によつて、当時茶褐色にみえていた板絵表面の下に、鮮やかな描線をもつ画様の存在することがしられた(1回参照)。この知見にもとづき、1次調査時まだ板絵の裏面にあつた補強材をはずし照射条件をよくした上で、あらためて画面全体について、後述する複製という新しい目的も設定して、第2次の調査をおこなうこととした。

第2次調査。昭和40年10月。ソフテックスE型使用。照射条件: 二 次電圧13KV、電流5mA、照射時間25sec、距離96cm。被写体同前。 フィルム、フジKX四切判、現像D-172倍液90sec。全面を堅8段、 横9列、一区割の寸法堅26cm、横21cmを標準とする72区にわかつ、そ の全区を照射した。区割は四切判フィルムの寸法を基にし、しかも隣接するフィルムが充分に重なりあうように留意した。X線写真の集成によつて原画の特殊な写真複製作ることを考慮にいれたからである。そうした考慮と撮影が多量にわたることなどのため、フィルムを黒紙袋に封入した状態で撮影をおこなつた。これは作業経済の点で有効であつたし、僻地での調査にも便利であると思われるが、後述のようにフィルムのそりについて、なお検討すべき問題をのこした。

〔板絵の構造〕現状は不整に七片の板に横割れしているが、原状については、構図の相称性にとらわれることなくこの照射範囲にいた。調査によつて、当時茶褐色にみえていた板絵表面の下に、鮮やかな描線をもつ画様の存在することがしられた(1回参照)。この知見にもとづき、1次調査時まだ板絵の裏面にあつた補強材をはずし照射条件をよくした上で、あらためて画面全体について、後述する複製(口説参照)。それが木目に渗透した鉄錆であることは、合釘の使用部分で画面がもりあがった危険な状態にあることからも想像された。

このような推察は修理工業により確認された(2図参照)。合釘と布

張りによる板矧ぎの堅固さは、現状七片の板割れがいづれも矧ぎ目に関係なく、矧ぎ目自体には狂いがないことからうかがえるが、それたとえば富貴寺大堂来迎壁の簡略な矢矧ぎの構造とは対照的な精巧さをもち、その点では構造的意義は建築的というよりむしろ工芸的範疇に属すというべきである。

〔描線について〕文様などに若干の墨線をみる以外は、描線は主に朱と金泥の二種よりなつていて、いづれの場合も描起しの線になつていることが多く、所によつて墨の下描線がみえる場合もある。中央棟間の宝相華と唐草で被れた

石畳は、金泥で文様を塗

り、墨線の描塗りになつているのが目をひく。朱線は

仏画に通有なことである

が、仏・菩薩・童子などの

輪郭と肉線の細勁な鉄線描

を中心にして、そのほかには虚

空段の裏のやや幅広い線、

棲間の斗拱の輪郭、本尊や

脇侍の頭円光の華やかな文

様の輪郭などにみられる。

金泥線は、仏・菩薩の朱

第1図 左脇侍菩薩X線写真部部分(第1次) 原寸

宝樹の緑葉の一枝一枚の輪郭、本尊頭光の放射光(口輪を差す)

諸菩薩の宝冠、宝池の水波、中央棲間にかかる幔幕、天蓋や幡や宝樹の羅網などにみられる。こうした描線のなかには、肉眼ではほとんど観察しえない微細なものもある。たとえば、本尊阿弥陀仏の右手に舞う金泥線の一匹の蝶、舞楽団中央に相対する二羽の伽陵頻伽などは、X線写真によつてその像容を確認えたのである。朱と金のX線吸収

がもたらす描線の明示は、この板絵に特徴的な、建築様式の細部や諸種文様の精緻な意義について、われわれに充分な知見を与える。

ところでこのような描線の検出と確認は、X線照射による絵画調査について、補修や顔料についての分析的認識に加え

て、二つの方法の可能性を提示するようと思われる。

一つは、朱線の描起しを造

型の重要なモメントにする

仏画の場合、しかも表面

染していることが多い仏画

の場合、X線がとらえた描

線は、単に像容を正しく認

識させるだけではなく、よ

り直接的に作風の美術的価

値の判断に資する可能性をもつ。われわれの場合、本

第2図 検出せる合釘 原寸

繪の制作に、二人以上の繪師が参加していることを示唆すると思われる。

第二は、X線写真はレンズ収差による映像の歪みをもたないから、フィルム面と画面とが密着した状態で撮影すれば原理的に原寸写真であるという事実からもたらされる可能性の問題である。前述のようなわが国の仏画描線の特性からすれば、集成されたX線写真は、すくなくとも輪郭線について、原画のかなり正しい複製画面をつくることを可能にする。この複製は、原画の白描による模写に有効であり、またその白描画の代用をもつとめうるであろう。こうした考えにもづき、第2次調査のX線写真をモザイク集成したのが、4図(全図)、口絵(本尊部分)である。第2次調査では、摩擦抵抗による物理的衝撃を画面に与えず、しかもフィルム面と画面の密着を可能にするために、カセフチの重量をさけ、黒紙袋に封入したフィルムを、水平に横たえた板絵の画面上に静置させる方法をとった。このため画面に対する物理的衝撃はさけえたが、逆にフィルムのそりを防ぎえず、モザイク集成の段階で若干の映像の歪みを見る結果になった。一般に絵画作品のX線照射については、フィルムを画の背面にあてるのが原則であることはいさまでないが、その場合、原画とX線写真映像の大小比は、原画の寸法をX、映像の寸法をY、光源とフィルム面の距離をA、画面の厚さをBとすれば、 $Y/X = A/A - B$ で示される。したがつて、Bの薄い絵本や紙本の場合、原画と映像の大小は相対的

第3図 板絵智光曼荼羅全圖（1965年修理後）

尊の開敷蓮華合掌の手印を明識すると同時に、その藤原仏画にみるような細緻な鉄線描の見事さを知りえたのは大きな喜びであった（口絵参照）。その美しい描線は、たとえば舞楽段の音声菩薩をはじめ諸菩薩の衣褶におけるやや硬化した描線と対比すれば質的にもすぐれ、板

に無視しうる程度であろう。板絵などBの厚い場合は、Aを大にすることにより、大小比を相対的に小さくすることはできる。

〔彩色について〕彩色は厚塗りで精緻である。しかし色数は朱緑、黄を中心にしてすくなく、絵師の配慮は、色調についてより色彩

の組合せにみられる。その構成は直観的というより幾可学的というべきである。たとえば、宝池の米文風の石組で、朱緑二彩の対比は、石組一個の内部においても、或は石組相互の間においても厳しい法則性をもつて保っているのである。量綱は縦じて三段のものがみられるが、とくに中尊台座の蓮弁で、外区を朱、内区を緑にする四段量綱がX線写真で確認された。顔料では、宝池中の蓮華化生童子、橋上の童子にみえる黄色顔料が注意された。やや光沢をもち、幾分褐色味の感じられるその黄色顔料は、金泥や黄土と質感を異なる。X線の透過度は両者の中間にあり、朱より透過度はよい。成分の決定は今後の分析に俟たねばならない。彩色技法については、その下塗りが注目される。画面は黒漆地の上に、その大部分、とくに緑青や群青を使用する部分で黄土の下塗をしている。漆面に黄土や白土の下塗を行なう技法は、板絵についていへば、法界寺阿弥陀堂柱絵、鳳凰堂内壁及び後壁裏面、大報恩寺来迎図など、鎌倉時代13世紀の作例が知られ、南都では聖山寺三重塔、永仁三年(1285)の薬師寺板絵神像など13世紀以降の作例が知られている。智光曼荼羅圖の製作年代の決定について勘案されるべき点である。その点もふくめ、この板絵の彩色技法については、厨子屏絵の諸作例との比較検討も有益と思われる。

第4図 板絵智光曼荼羅モザイク集成X線写真全図(1965年修理前)

(平田 寛)

旧笠山竹林寺所蔵  
地蔵菩薩立像

美術工芸研究室

昭和40年度中に行つた仏像納入文書の調査研究のうち、奈良県桜井市大字笠（旧式上部上郷村大字笠）にある旧笠山竹林寺所蔵（現在村管理）の地蔵菩薩立像は作成も早め、また像内に五点の納人文書を奉籠する像で、これらによつて像の性格の一端を窺うことができる概略を紹介する。

まず、像は像高2尺7寸3分<sup>(注1)</sup>の木造彩色像で、比較的落ちつきのある秀れた顔や破綻のない衣紋の彫りの調子には、これがほど鎌倉中期頃の作風を示すことが知れる。構造は眼にもかかわらず頭部を耳の

前後に矧ぎ、これを胸飾り邊にて軸部に矧ぎつける。また本軸は大きく前後に矧ぐほか、別に背面上半身で梢円形の矧ぎつけを施す。さらに左右両肩を別に矧ぐ。彩色は後補であるが、後記の納人文書によつても知れる通り、これは延宝年間の修理の際に施されたものとみられる。これらは粗雑でまた濃厚なため当初の彩色は殆ど認め難い。欠損部分は右手第二、三、五指を各々第一関節部分から、また左手第二、三、四、五指を第一、第二関節で欠くほか、両足先も矧ぎめて離脱し、うち左足先端部分を欠いている。持物の宝珠は消失、また光背、台座は後補である。

次に納人文書は頭部内に奉籠されていたもので、現存するものは次の五点である。

一、結縁父名（その一）

紙本墨書き（表裏） 縦 一尺六分 橫 三寸三分

学英	範宗	長進	有尊	真善	名門	長□	応舜	明円	揮長
寛通	宣慶	良遍	寛信	嚴寛	識淵	章信	範思	弁盛	義鏡
聖幸	章俊	親心	良玄	光道	慶□	慶福	彦采	良尊	
寛成	信胤	専芸	堯跡	盛春	淨忠	尋賢	俊賢	降金	仁実

第1図 地蔵菩薩立像 竹林寺



但馬女　過去增善　過去龟　過去宗觀　過去長寿  
 過去国安　過去女　過去大屋重吉　過去カイトツカ　日光  
 過去光阿弥庵　僧教信　過去尊信　過去永尊　過去興賢  
 過去堺弁　過去阿弥　過去方光　過去万成　過去福成  
 過去弥勒房　過去蓮房　福寿女　過去仙妙　過去唯一  
 過去蓮房　父兼成　過去觀能　松女　鶴女　過去幸法  
 成万　又過去若子　徳王　四郎　過去フロショ　延命女　僧重俊  
 自然　僧弁石　過去母　過去五郎房　過去行実　過去実行  
 過去尊願　過去尊阿弥

五、再興願文　一紙  
 紙本墨書　縦　尺五分　横　一寸七分

(八) (後) (二三二)

延宝〇申年〇六日仏師北京

大仏前〇口　尉

奉再興地蔵尊　笠竹林寺現住高繁之

心者老師秀繁一周忌追善取次肝煎ハ

高繁山緒故　京室町　□宗尊

これらの検討如何によつては像の造立時期や結縁者の性格が明らかとなる可能性がある。そこで、これまでに概略検討した交名者を示すと以下のようなになる。

良 福	宣 慶	範 宗	西大寺有恩過去帳(三五六〇)	西大寺敷西開院資料
学正記(第六卷・五・七)	西大寺有恩過去帳(三五六八)	別判次第	別判次第	別判次第
二五九種	西大寺有恩過去帳(三五六九)	別判次第	別判次第	別判次第
専慶	西大寺有恩過去帳(三五六九)	別判次第	別判次第	別判次第
専慶	西大寺有恩過去帳(三五六九)	別判次第	別判次第	別判次第

(A) 第2回 結縁交名(その1)竹林寺 (B)

西大寺有恩過去帳三五二

95

一面觀音立像（東京風樹庵所藏）<sup>(注2)</sup>と地藏菩薩立像（東京堀口氏藏）<sup>(注3)</sup>の結縁

西大寺有恩慈去帳三九四  
西大寺有恩慈去帳三五去  
授菩薩戒弟子作名

大仏子善円  
教介  
尼正智  
尼正普  
佛師善円

增	增円	西大寺有起過去軒三五六
忍	玄忍	行學正記(886年)一一一・七八
免	免心房	授意院戒弟子女文名
心	(西的房合力奉加帳)	授意院戒弟子女文名
房	(西的房合力奉加帳)	授意院戒弟子女文名
過去	學正記(增円)	西大寺山園日錄 〔支那九三五〕
緣		

尊心尼  
尊円

も少くない。すると、直ちに本像の作者を善円に比定できないに至る、少くともこの期の善円とその結縁衆僧との関係を知る一資料となつては、西大寺假寺と善円との知遇関係を窺うこともできる。これらの詳細は今後の検討に俟たねばならないが、いずれにしろ興味深き資料といえよう。

なお、笠山竹林寺は古くは良弁伝説を伝える古刹であるが沿革の詳細はわからぬ。しかし、世以降は西大寺の末寺として雑新の廢寺に至るまで法燈を繼いでいた。<sup>五</sup>こゝに上記の納人文書をもつ本像が造ることはなお注意されなければならないことである。

(長谷川  
謹)

- これによつてはもとより多くをいふことはできないが、「興福寺の高僧とみられる範宗、覺遍、範圓の名が認められること、(一)一部に西大寺叡尊と関係をもつ僧が含まれること(例、「西大寺有應過去帳」分)同じく西大寺叡尊の建長前後頃の弟子僧が関係していること、さらには興味深いのは、四專處、章信など教名の僧尼が揃つて仏師善円作十

舊禁山竹林寺所藏地藏菩薩立像

## 舞鶴地区の美術工芸調査（続）

美術工芸研究室

先年、舞鶴市教育委員会より調査依頼をうけ、舞鶴地区的文化財調査をしたが、その時は寺院の所蔵品ばかりを調査の対象とした。その二、個人の方から寺院に関係あるもので、この地区に深い関係をもつものがあるので調査してほしいとの依頼がしばしばあつたが、機会をつくり調査に行き、調査したもの一つに七宝製の香炉がある。

繩手香炉 一基 舞鶴市 井上金次郎氏蔵

七宝

高さ 七・二 横 口径 八・〇 深 剥張 八・六 横

この香炉は早くから「繩手香炉」と呼ばれ、著名であつたが、所在が判明しないため、ますます識者間においては探求されていと聞く。今回、所蔵者の井上氏の御留意により調査することが出来た。

充填した七宝独特の有線七宝、金属線を全然焼込まない無線七宝、素地に彫刻し透明な釉薬で覆つて文様が透視できる透明七宝、その他透胎七宝、省胎七宝などがある。そして胎には銅、真鍮、鉄、陶磁、金、銀が用いられた。

七宝の製法は西方はじめられて中国に入り、そしてわが国に渡米されたものといわれている。わが国では古く古墳から棺の金具に七宝を施したもののが発見されたといわれているが、七宝として立派な作品はなんといつても正倉院の「黄金留瑞細骨十二段鏡」であろう。七宝の製品については典説司でその製作が行われたとの説もあるが明らかでない。わが国で七宝の記録がみられるのは、足利八代將軍義政の同朋衆であった相阿弥が編した「君台觀左右帳記」に「七宝・瑞器」とあり、同じく相阿弥の「御飾記」に七宝瑞器の火鉢、火箸の記事がみられるが、これが最初のものではあるまい。これらはおそらく当時の唐物愛好の思想からして、明貿易によつて中国から輸入されたものであつたろう。

この七宝製香炉は、持つところが銅で環状につくられているため「繩手」の名称が生じたと考えられるが、銅製で全面に七宝で小草花文様を表わしている。七宝というのは、わかりやすいえば金属被面を玻璃質の釉薬で装飾加工したもので、七宝という名称はわが国で称したといわれているが、作品名が文献にみられるのは室町時代からである。

七宝には技術の上からみると、金属の細線で文様をあらはし釉薬を

桂離宮月波橋にある楕の枝の桟引手、同じく松琴亭楕の蝶形引手

に施されている七宝は製作も早いものとされている。

この籠手七宝香炉は日本製かどうか。有縁七宝と称すべき作品であるが、日本製ではなく、桃山時代におそらく南蛮貿易によつて輸入されたものであろう。香炉の蓋はないが銅製の籠状の掘りが力強くつぶられて、全体の色調に一つのアクセントを与えている。胴全面は淡い青色で、その中に小さい花を唐草風に表わしているが、花の弁には白、朱、緑の三色、花茎は緑であらわす。草花の葉は白、淡青、緑色の三色を用いているが、この配色はまことに美しい。七宝の技術は必ずしも秀れたものとはいえないが、淡青地に可憐な草花を白、朱、緑、淡い青色で情調的に表現している作風は、觀る人をこよなく引きつけてゆく。充填された釉薬は不透明であるが、それだけに淡青地にしつくりととけあつて一種の静寂感を表出している。花卉や葉に用いられている緑色は、いわゆるベルシヤンブルー的な色調であり文様

石田三成は秀吉没後、徳川家康の行動に反感をもち、大谷吉繼、安国寺忠盛等と謀議の結果、家康打倒の夢兵の計画をたて、家康の罪状十三カ条を數えあげ家康に送るとともに、諸大名にも送つてその参加を求めた。慶長五年七月のことである。天下分け目の関ヶ原戦の前兆となるものであるが、三成の誘いに応じた諸大名は毛利輝元をはじめ、その多くは関西の諸侯であった。細川幽斎は西軍の勢力圏内にあつたが三成の誘いに応ぜず、彼の田辺城は東軍の拠点となつてゐたのである。慶長五年七月二十日から丹波・但馬の諸侯によつて田辺城は攻撃をうけ、五十日間包囲攻撃されたが陥落しなかつた。三成として細川幽斎をどうしても西軍に引き入れたかったのである。その一つの手段としてこの珍しい七宝香炉を幽斎に贈つたと伝えられているが、もちろん、田辺城攻撃前のことであつたろう。當時としてはこの七宝製の作品は伯載品で珍貴なものであり、幽斎も大切に取扱つていたと思われる。

この香炉は田辺(舞鶴市)城主細川幽斎の愛用品であつた。幽斎は和漢の学に通じ、こと

三成がこのような香炉を入手し得る可能性は十分にあつた。三成は

天正十四年から十六年の末まで堺の奉行をつとめている。当時の堺は南蛮貿易港として繁栄を誇り、珍しい外國品も多くの輸入され諸侯達の求めに応じていた。驕然たる世情をよそに文化が榮え、茶の湯も今井宗久や津田宗及たちの茶人によつて盛行していた時である。三成だけではなく、三成の父正継は三成の代官として堺奉行の政務をみ、また、兄正證も文禄二年より慶長四年まで堺の奉行をつとめていることからして、三成がこのような香炉を入手することはいたやすいことであつたろう。才智にすぐれていた三成がどんな意図があつたにしろ、當時においては珍しい七宝製の香炉を幽斎に贈つたことは幽斎の趣好を知つてゐたからと思われる。関ヶ原の戦いに敗れた三成は、その六日目に捕えられ慶長五年十月一日に処刑された。幽斎は三成の冥福を祈る意味もあつてか、この香炉を松尾寺に寄進したのであろう。

## 守 田 公 夫

(7 頁より)

圓融井屋には修二会期間中三十七本の柄をとりつけるが、これは蘇悉地図繩錆探査品に認、樹木による三十七勝處を象徴したものであらう。森達著「中世庭園文化史」一大葉院庭園の研究—奈良国立文化財研究所学報第六冊昭和34年2月吉川弘文館刊。

小林剛博士編「西大寺散存伝記集成」奈良国立文化財研究所史料第二冊昭和31年3月大谷出版社刊。

經典によると比丘尼は比丘尼が住して罪なき地を淨地、その地を清浄とするのを結果とし、淨住とは結果した淨地に住する姿である。蘇悉地経によると勝處の結果を行うことによつて速得成就するといふから、結果による淨地としてこの寺名を冠したと思われる。森達著「称名寺の建築と庭園」建築史第6巻第4号昭和16年7月建築史研究会刊。

北条直頼は六波羅探題を経て執權となり金沢称名寺の最盛期を現出した。長期京都に滞在し公家と交際し、文学に志した。正慶2年(1333)3月の円覚院二卷や乾元2年(1305)校倉の日記「たまきはる」一帖なども彼の筆による。

勝尾寺文書は昭和6年大阪府、「史述と美術」は第34輯の7(第27号)昭和38年8月史跡美術同巧会。

# 寺所藏 大般若經卷第六百(春日若宮經)について

歴史研究室・古文書

35年度よりの維持として、昨年度も唐招提寺聖教・經卷類の調査を行なつた。ここに紹介するのは最近同寺の所蔵になつた大般若經卷第六百一卷についてである。まず本卷の体裁・裏書き全文を掲げる。

紙本墨書  
糸綴黄褐色  
卷子本  
（もと折本、卷子本に改製されたのは最近である）墨界線  
表紙・軸新補（改製時）  
卷首尾に「春日若宮社」の墨書がある。裏書中「廻向貴賤望文名」8行目の次に3行分の別紙を継ぎ、1行を補入するも2行分は余白のままとなつてある。巻237頁 全長861.0cm 紙数20枚 界高20.5cm

巻237頁 一紙長50.4cm (26行)

(裏書)

仁治三年八月十三日於春日若宮御前

書寫了 尼淨阿

一交了

(紙題目)

廻向貴賤輩  
一部転就後必可被廻向

八条女院 春花門院 季行卿

權少僧都覺乘 權律師玄季 法印定乘

河閣禪源朗 尼淨覺 尼淨覺

大般若經卷第六百(春日若宮經)について

尼信阿弥陀仏 尼覺阿 僧覺心

尼真如 尼妙阿彌陀仏 尼覺心

尼性信 尼善提

尼母阿彌陀仏 緯禪範

（又別題） 「權少僧都定敏」

宣秋門院 (紙題目) (以下三行分)

八条左大臣殿 (紙題目) (別紙ヲ補入)

准后

(又別題)

釋定嚴下 大乘院僧正御房  
權鈞正宣通 極少僧都清榮 極少僧都良專

乘仁得業

僧隆乘

僧靜尊

僧弘円

僧忍夷

僧道銀

僧慶俊

僧行尹

僧顯忠

僧實賢

僧行遂

僧信西

二棟御方	女冷泉局	尼空如
尼二条局	尼淨成	尼慈善
尼開蓮	尼蓮真	尼專念
尼頭性	尼泰阿弥陀仏	尼明心
尼刑部卿局	尼淨真	尼善心
尼兵衛佐局	尼勢阿弥陀仏	尼成仏
尼生蓮	尼信蓮	尼悟入
女高辻局	女一如	女但馬局
女鶴一(女長寿)	女性阿彌陀仏	女玄
絆師	仏舎	番匠
塗師	飼細工	〔承仕親阿〕
〔采実〕	僧忍辨	

## 乃至法界平等利益

本巻は卷首尾の「春日若宮社」の墨書きからも明らかのように、もと春日若宮社にあつた大般若經の中の一巻である。この大般若經は全600巻中50巻までは、それを含めた春日房子と共に、現在根津美術館に収められている。本巻においては卷首尾に「春日若宮社」の墨書きがあるが、根津美術館の分は同文の黒印が捺されている点が異つていて、また各巻にいすれにも奥に尼淨阿彌陀書寫が加えられているが、根津美術館所蔵の巻には巻第600にあるような圓向賀賤輩交名(豆下「交名」と略称する)は見られない。

現存諸巻の中、巻第3には寛喜元年(1229)4月21日書写奥書、巻

第600には仁治3年(1222)8月13日書写奥書があり、本經は約13年5ヶ月の年月を費して尼淨阿が一笔書き写したことが知られる。全巻書き終了後の仁治3年末頃、別人の手により一度にわたりて校合が加えられた。かくして淨阿は本經を春日若宮社に奉納したが、翌寛元年10月本經を毎日3巻転読するための供料として大和國椎木庄ならびに伊保戸水田を寄進した。大般若經書写ならばに所領寄進の動機については厨子に陰刻された寛元年10月日尼淨阿寄進願文・同寄進所領坪付注文によつて詳しく述べることができるが、これについては既によく知られているところである。

ここでは「交名」を中心にして述べることにするが、その手懸りとして淨阿が寄進した所領の伝領関係を取上げたい。椎木庄は季行卿一子息北小路房子一妹六条局(法名覺阿)一姓尼淨阿と伝領され、また伊保戸水田は実盛一尼真如一尼淨阿と伝えられた。季行卿は藤原道綱の裔、楊柳樹流である。この房子銘文によれば季行は少くとも二人の女子を持つていてことになるが、尊卑分脈には彼の女子は見えない。但し定行(季行孫・能季子)の上には「是以下皆定能倅弟也云々」と註記があり、定行・覚乗・玄季・女子(九条良通・良通母)の四人を季行の子とする説のあることを示している。中でもこの女子は同じ尊卑分脈でも九条良通の項では妻行女としている。さらに京町時代初期に成立したと見られる仁和寺本系園は季行子として能季の次に定行・玄季・女子(後法性寺北政所)の三人を掲げている。こうしたことから定行以下は季行の子と考えるべきである。

ではこの「後法性寺北政所」(九条兼実妻・良通・良通母)と北小路

女房・六条局との関係はどうであろうか。六条局は「宜秋門院女房」であるから後法性寺北政所とは別人である。或は北小路女房とはこの北政所のことではないかと思われるが、なお検討を加えたい。

次にこの大般若經を書写寄進した尼淨阿について述べる。淨阿は六

条局の姪であるから季行の孫に当る。彼女は寄進願文の中で「乞願奉始春花門院、対阿・淨阿・真如等施主乃至結縁隨喜之輩為先」と特に春華門院の名を挙げており、密接な関係があつたことが考えられる。

あるいは淨阿はもと春華門院女房であつたのではないか。しかし尊卑分脈中にはそれと指定しうる女子は見当らず、季行子息中誰の女子なのかは定め難い。

卷第六百奥書の「交名」中、出自の知られるものは次のとおりである。

- 1 八条女院（鳥羽皇女）
- 2 春華門院（後鳥羽皇女、母宜秋門院、八条院兼弘祖）
- 3 季行卿（淨阿祖父）
- 4 椎少僧都寛乗（季行子孫）
- 5 権律師文季（季行子孫、興福寺僧）
- 6 法印定乘（季行孫、定能子、興福寺僧）
- 7 尼覺阿（六条局・季行女、宜秋門院女房）
- 8 椎少僧都定嚴（権律師文季子、季行孫）
- 9 宜秋門院（後鳥羽中宮、九条兼実女、春華門院母）
- 10 八条左大臣殿（九条良輔・兼実子、八条院猶子）
- 11 振定殿下（九条道家）

大般若經卷第六百（春日若宮經）について

- 12 大乘院僧正御房（内実一道家子、當時興福寺別當、大乘院門跡）
- 13 大乘院僧都御房（尊信一道家孫、義実子、後に大乘院門跡）
- 14 権僧正覚遍（光明院、後に興福寺別當）
- 15 二棟御方（季行曾孫、定能孫、親能子、將軍柄桂御室、領嗣母）

以上のようにこの交名には最初に淨阿と関係深い八条院・春華門院をあげた後、祖父季行以下の一族が記され、次いで宜秋門院ならびに九条家関係者、興福寺僧、二棟御方以下の女人尼衆が名を連ねていてることがわかる。即ちこの交名は明らかにじうる限りでは主として季行一族、九条家一族、興福寺僧の3グルーピングに大別されるようである。その中で興福寺僧については、この大般若經の寄進を受ける側ではあるが、大乘院僧正・同僧都は共に九条家の出身であり、本經と九条家の関係はなかなかに密接なものがある。また、或は淨阿が仕えたかと思われる春華門院は九条兼実の女宜秋門院の子で、しかも九条家と関係深かつた八条院の遺領を伝領している。しかしこうした点だけで淨阿と九条家との関係ができたのではない。季行一族中には後法性寺北政所を始めとして九条家と関係深い人々が少くない。

季行一族中、九条家と関係のあつたことが知られるのは後法性寺北政所、六条局（覺阿）、宜秋門院女房對御方、宜秋門院大宮官、二棟御方であるが、前二人は季行子、後の三人はいずれも定能（季行子）子又は孫に当つている。こうしたことから考へると季行一族、とくにその中でも定能の系統が九条家と密接な関係を持つていたということができるよう。したがつてこの「交名」に、季行一族と並んで九条家の人々の名が多數見えているのもこののような両家の関係によるものとい

えよう。

以上淨阿と「交名」に名を連ねている人々との関係について考察を加えた。なお問題も残つてはいるようではあるが、それについては別の機会に譲りたい。

註

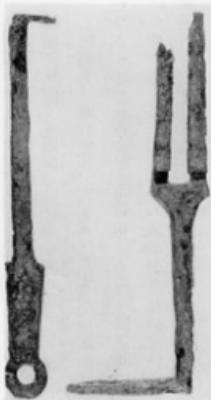
- (1) 卷三〇七一「治承3年11月13日校合奥書  
卷三〇八一「治承3年12月14日校合奥書
- (2) 萩野三七蔵「板に刻んだ文書」(日本歴史259号)
- (3) 平城宮発掘調査報告Ⅲ 34頁参照
- (4) 六条局の他は専門分野による。

(田 中 稔)

平城宮第32次調査出土品 (本文29頁参照)



緑軒丸瓦



海老鍼

# 平城宮建築復原模型

建造物研究室  
平城宮跡発掘調査部

平城宮跡発掘調査の成果は日々とあがつていて、残念なことに発見された遺構だけではどのような建築かたちならんでいたのか、一般には理解されにくい。そこで文化財保護委員会では発見された遺構のうち重要なものをえらび、昭和40年度から順次奈良時代そのままの姿を再現した復原模型を製作することとなつた。

昭和40年度として、朱雀門・内裏正殿・内裏掘立柱回廊の一部を実物の十分の一の縮尺で設計・製作し、いずれも完成して遺跡覆屋内に陳列している。

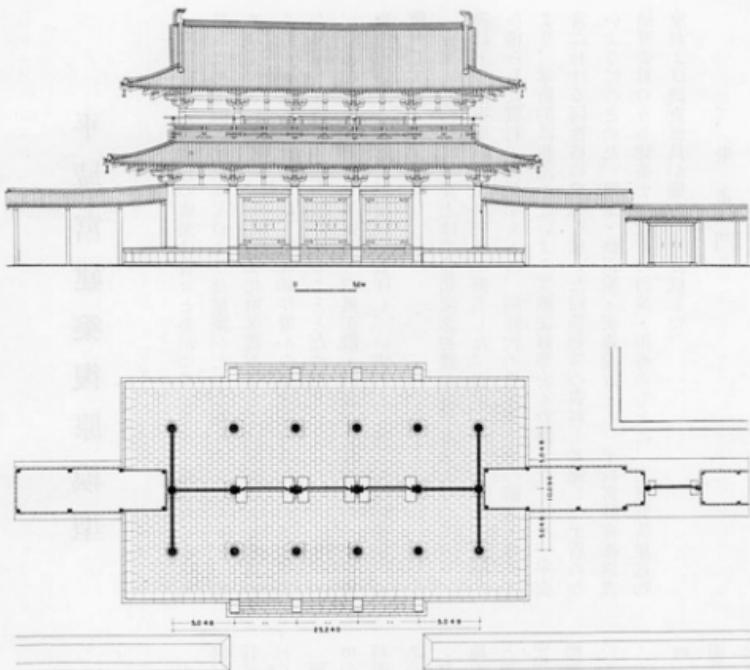
製作にあたつて予算上は事務局記念物課の直営事業となつており、設計・技術指導等を当研究所が担当した。復原にあたつては、遺跡から得られた資料・知見をもとに、同時代の現存建造物の構造・様式により、学術的に粗漏のないよう文献記録等をも参照した。また、平安宮における同性格の建物を描いた絵巻物等の資料も考慮して矛盾のないようにつとめた。原案・修正案・実施設計とともに、平城宮跡発掘調査指導委員のうち建築史専門家の討論・指導のもとに、当研究所建造物室および調査部員が協力して作成した。

平城宮南面中央の正門であり、朱雀大路の正面に開かれていた。遺跡は昭和39年の発掘調査で確認され、中央柱列と北側柱列の敵重な根石が発見された。また基礎の掘込地固めが、地下2mまで築成されており、門の本体が大規模なものであつたことを示していた。

両妻には基礎幅3.0mの巨大な築地脚がとりつき、門中心から約24mの所で基礎幅1.8mに細められ、更に脇門をともなつていることも判明した。また特に出土軒瓦の約90名は藤原宮出土のものと同文様であつた。

発掘成果から、朱雀門は5間×2間(17尺等間)で幅三間を原とし、地固めや根石の敵重など平安宮朱雀門の様などから重層入母屋造と想定した。基壇の出は掘込地固め外側に地覆石がまわるとして約2.0m、基壇高さは東大寺南大門の例などにならつて1.5mとし、外装は標準的な壇上積凝灰岩基壇を設け、基壇石の大きさは平面のほぼ等しい大安寺南大門にならつた。

柱種は東大寺軒轅門を参考とし全体規模がさらに大きいことから4cm(2.5尺)とした。柱高は柱間と等しく5m(17尺)に定め、柱には海龜王寺五重小塔初層柱にならつて胴張りを附した。藤原宮形式の瓦出土量が多いのは、和銅創建の門が延暦まで存続したことを示すの



第1図 朱雀門復原図 正面および平面

で、組物は薬師寺東塔・海龜王寺五重小塔などの初期三手先により、部材は転寄門と同様高さ1.0尺・厚さ9寸を標準面とした。

上層の構造は建立年代も近く、奈良時代重層門の唯一例である法隆寺中門の上下層の比例にならい、柱高もその比に近いの5尺にとった。上層勾欄は架木が台輪よりやや下とすると、地閣下に腰組を入れ背を高める必要が生じ、平三斗とし、唐代絵画に多くみられる人字棟を入れた。平桁・地裏間は桶透子とした。上層平面は鷹頭からみた通oganが極端になることを嫌い、桁・梁行とも下層より7尺を減じた。軒反りは法隆寺金堂のごとくゆるやかなものとし、軒出は全体規模とのつりあいを考え下層は17尺・上層は16尺とした。上下両層とも柱に延びを付し桁に反りができるようとした。屋上には大阪鳥坂寺出土品を参考とした鶴尾を拂り、風鐸は正倉院御物を模した。扉金具は法隆寺夢殿・樹封蔵などの形式を参考とした。すべて部材の難手・仕口は古代建築の実例中で工作上簡単な例にならつた。

模型本体の樓高は約2m強となり、設計・製作には一ヶ年強の日時を要した。

## 二、内裏正殿

第二次内裏の正殿は昭和37年度発掘調査で判明し、獨立

柱・闇×5闇(10尺等間)の平面で瓦出土量が少ないことから桧皮葺と考えられた。基壇はないが、南側に雨落痕跡とみられる溝があり軒出を推定できた。床束・縁束の痕跡は遣構の重複などで不明瞭であつたが、平安宮紫宸殿を参考して、高床で周囲に縁があつた。

卷之三

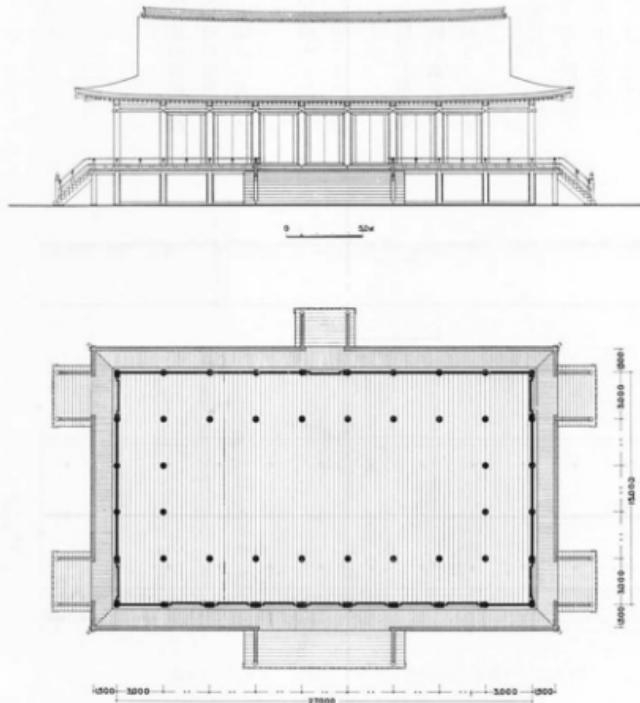
柱間は造出から $10\text{尺} \times 10\text{尺}$ ( $3.3m \times 3.3m$ )と押定し、柱高は階段を蹴上げ $7\text{尺} \times 11\text{尺}$ とし、縁高は $7\text{尺}$ 、床高は $8\text{尺}$ となつた。床構造は法隆寺伝法堂にならい、大引と東のみで根本のないものとした。縁は簀子小口縁とし、勾欄は東は華師寺東塔にならい、敦煌壁畫などを参照した。擬宝珠は東大寺大鐘上の宝珠を参考として設計した。

平面について戸口と階段の位置は平安宮紫宸殿に  
なら、扉まわり細部は伝法堂によつた。

小屋構造は身寄梁間が三間と広いことから向様の梁間をもつ新薬師寺本堂のごとく又首組により、組物も同堂と伝法堂などにならつて大斗肘木を用い、垂木は地円・飛角の二軒で、軒出は遺跡の資料から7.7尺とした。

棟は瓦積とし、甕瓦は内裏地域で多数出土し、特に瓦当面怪の小さい軒内瓦G13A型・軒平瓦G686A型をもちいた。桧皮葺については古代の実例が残つた。

平城宮建築復原研究



第2圖 内裏正殿御座圖 正面板上交平而

て、いないので、法隆寺伝法堂・七大堂等の諸材痕跡と文書にみられる資料とから、垂木上に粗い野地を組み桧皮をしばりつける工法を想定した。桧皮の長さは3尺のものを考え、葺厚は延喜式により6寸とし

て施工した。

六葉金具は、宮跡から出土した木製六葉の形にならつた。  
設計と製作とで約10ヶ月を要した。

### 内裏掘立柱回廊

今年度は正殿をめぐる内郭掘立柱回廊のうち、正殿背後の複廊14間分を製作した。昭和36年度の発掘調査で施行梁間とも10尺の複廊として発見され、その後の調査で東西複廊は全長27間、東端から南に22間の単廊が延び内裏築地回廊に接続することがわかつた。

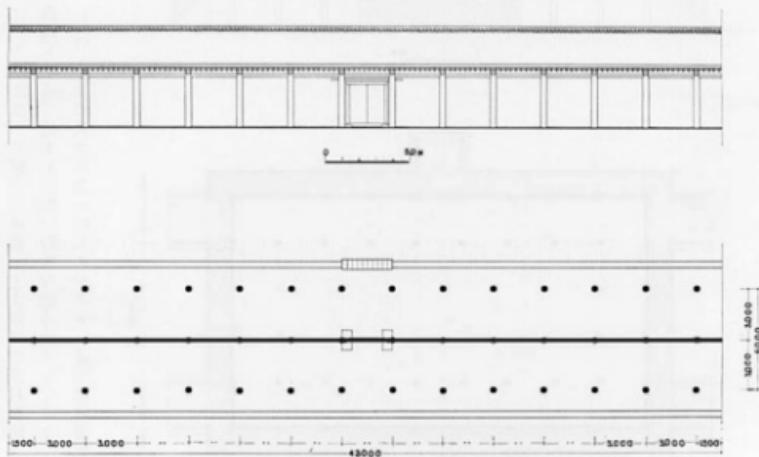
遺跡から柱径は36寸大斗幅もこれに従い、組物は大斗肘木とした。中央柱通りを壁で閉じて連子窓を用いず、内裏前半と後宮とをへだてるものと想定し、出入口は中央と両端のみに開くようにした。

小屋構造は法隆寺東大門、東大寺軒書門にならう大虹梁上簷股・三棟造で、棟木は東で支えることとした。軒は一軒か二軒か議論が分かれたが、一応内裏内郭を二軒で統一した。地垂木勾配を5寸とするため、簷股をやや大き目のものにする必要が生じた。

設計・製作に約六ヶ月用いた。(「尺」はすべて推定當尺)

なお、昭和41年度としては内裏内郭の東第一殿および第二殿、掘立柱回廊東半の残部と南面築地回廊、朝集殿を設計・製作中である。

(細見 啓 三)



第3図 内裏掘立柱回廊(部分)復原図 正面および平面

# 昭和40年度平城宮出土の木簡

平城宮跡発掘調査部

昭和40年度の平城宮跡発掘調査は、第25次から第32次までの各地域で行ない、それぞれ第25次1点、第27次4点、第28次79点、第32次619点、合計203点の木簡を検出した。これに前年度までのものを加えると、平城宮木簡は総計2582点となる。以下には、第27・28・32次調査から出土した主な木簡について概要を報告する。

第27次調査は、第一次内裏と想定した地域での土塙S K3736から物品付札「角侯」を含む4点の木簡を発見した。ほかの3点はいずれも判読できないものである。

第28次調査は、第一次内裏と想定した地域の西側にあるところである。この地域の南北溝S D3825からは養老、天平の紀年銘をもつた貢進付札を含む79点の木簡を発見した。(表)「左衛士府」(裏)「宜相替国」は左衛士府から出された命令であろう。これと関連して「大志」という衛府の第四等官を示す木簡もある。貢進付札としては、「參河國播豆郡折鷲海部供奉」(表)「天平十八年十一月料御賛佐米關六斤」(裏)



第1図

がある。(第1図)これは參河國折鷲(現在佐久島)から貢進された佐米の乾魚に付したものである。これを、第13次調査のSK820土塙から30点余り一括して出土した參河國蘇島・折鷲のものと比較してみると、SK820土塙出土のものにはほとんど紀年銘がなく、また漁獲期と一致して五、六、七、八月に集中した月料となっている。ところが、これは漁獲期からはずれるのか十一月料となり、しかも船といふ加工品の乾魚である点は注目してよい。なお、貢進地不明の堅魚に付した木簡で、「養老七年九月」という紀年銘をもつものがある。

第32次調査は宮城東南隅と二条大路、東一坊大路の交わる地域で行なった。この地域からの出土した木簡は総数619点で、その出土個所は宮城南面の外輪S D1250・南北溝S D3410・宮城東面外輪S D1090・東一坊大路の東側溝S D3911などである。このうち大部分のものはSD1250・SD3410・SD4090に集中して発見された。南に近く傾斜をなしたSD3410の流れはSD1250に注ぎ合流してSD4090に流れ

込み、東一坊大路の西側溝を流れる。これら3条の溝のうち木簡が集中していた個所は溝の合流点やさじ900に架せられた木橋の地点で、水が淀んだり、また木製品を含む有機物の堆積が比較的多くみられたところである。水の流れる行程を考えるならば、合流点や橋桁などの個所で発見された木簡が内層的に類似しているのは当然のことといわねばならない。以下、これらを一括して述べることとする。

さて、この地域から出土した木簡について、内層的な特徴をあげてみると、(1)近衛、衛士、火頭の名前が記載された文書があること、(2)職務関係の官職、工房でとり交わされたと考へられること、(3)前述の文書類には記載された文書があること、これらが一致する事実である。このほか、(4)前記の文書類には記載された文書があること、の3点にまとめられる。これらの木簡の時期については、紀年銘として貢進付札の「宝龜五年」および文書本簡の「宝龜六年」があること、また、近衛と記載されたものがあるので、当然近衛府が設置された天平神護元年以後のものである」となどから奈良時代末期のものと言える。

以下では、これらの3つの特徴について、いま少し詳しく述べることにしよう。

まず、(1)衛府に關係した記載をもつ木簡から述べよう。

「燒炭一人 持監紀刺臣曹司一人」(第2図)

持監とは中衛府、授刀衛、近衛府の第三等官にある。前述したよ

うに、この地域から出土した木簡は奈良時代末期のものと考えることができるので、統日本紀に限つてこれについてみると、近衛持監紀朝臣船守の名が記載される。おそらく持監紀朝臣は紀朝臣船守をさすのであろう。彼の持監在任の時期は神護景雲三年三月から宝龜元年八月までと、宝龜二年閏三月から同六年九月までの間である。この木簡は断片ではあるが、近衛持監の曹司(詰所)に便役する成境夫の割付けではないかと考えられる。このほか衛府に関連した官職名として「大尉」がある。

つぎに、近衛らに支給する食料を書きあげたものがある。

「 阿倍牧方呂八 九部城河方呂一升二斗 一升二斗 八  
秦已知万呂八 乃秋 一升二斗 八  
□ 真□八 山口広浜 一升二斗 八  
□ 真立八五 □ 勝八五 山口広浜 一升二斗 八  
秦方呂八 額田□勝八五 水取進成 一升二斗 八  
□ □ □ 四 沢田秀進 一升二斗 八  
□ □ □ 」

これは完全な形ではないので詳しく述べないが、全体を幾段にも分け各段ごとに数名の姓名、支給額を列記し、その合計を一段ごとに記載したものと考えられる。各個人の支給額は「2升、0.8升、0.6升、0.4升」と差があるが、これは日ごとの支給額であろう。簡のほど中央部に、「近衛」と記していることからすると、書き上げられたすべての者が近衛であるかどうか確かでない。これと内容の類似した断片が他にも十数点はあるが、中には表裏両面に記載されたものもある。

また、つぎのような文書があ

鐵春宮

頭保利

(表) 大頭若優マ足鷹  
葛木生 太郎（足）  
南（足） 下部鷹（足） 須田マ小國  
(裏) 石マ字人

(土方) 毛マ「足呂」  
面マ「足呂」  
(裏) 津守生火頭中臣広成  
生マ「人」

—

こゝには宮門の警衛、その他の雜役にしたがつた衛士・火頭の名がみえる。これは、葛木、津守のもとに配属された衛士・火頭の五名からなる集団をあらわしており、実際の勤務の割り振りと考えられる。

額田郡庸□には合点がつけられてるのである。いは上番の有無をも記載しているのであらうか。また衛府とは直接関係があるかどうか不明であるが、「夕伊賀小足」とあつて上日(夜勤)を記し、これに合点をつけたものもある。このほかには表「進込從科三斗一升二合□日飯六升充」(裏)「少尉殿料 六月廿八日□□」として食料を支給した文書がある。なお、土器盤に習書で位階といつしよに「近衛大將」と墨書きしたものが発見されている。

つぎに、(2)鍛冶関係の官衙、工房の存在を推定させる内容の木簡に

平城宮出土の木簡

第3図

ついて述べよう。

(表) 「間食一升 鍛冶相作科」 (裏) 廿日大市

(第3図)

これは、はげしい労働に従事する鍛冶関係者に間食を支給したものである。また、

(表) 「二升 主工署四升」 (裏) 「一月廿五日

」

と記載されたものがあるが、これはおそらく主工署の食料に關係した文書と考えられる。主工署は春宮坊の被管で木工を構作したり、銅鉄などの雜作をつかさどる官司である。前の鍛冶相作科の間食といふ、

主工署といふいずれも鍛冶関係者の食料に関係したものと考えることができる。また、出土遺物としてフイゴの破片、金風製品、「主工」と記された墨書き土器の破片などがあることを考へあわせるなら、鍛冶関係の官衙か工房が附近にあつたことが推測されるのである。しかし、木簡の発見個所が溝である点からすると、直ちに発掘地域内に狹く限定して鍛冶関係の官衙ないし工房を求めるのは危険である。前述の東面内掘S D3410からS D1250へ流れて東面外堀に注ぐという流路を考え、これらの溝の周辺の地域に広範間に求めるのが妥当であろう。



第4図

# 六月料糞廻銭之貢五

第5図

このほか、(3)文書風太翁について述べよう。

(表)「拔柱九枝見役十人

〔若麻屋〕 土筋草人<sup>よ</sup>口 左衛士<sup>〔白鷹カ〕</sup> 〔乙麻呂〕

(表)「六月廿三日広井常石

これは、木簡の表裏に御書がみられるが、意味するところは柱を抜き取るため実役に駆使した十一人と未到で実際の労働に従事しなかつた者を書きあげた報告である。請求・支給文書としてはつぎのものを見ることができる。

「人給所請 鰐肆拾隻 海藻湯料 四月十五日巨勢マ諸成」

これは人々に給う料(人給)として餘四十隻を請求したものである。

(表)「□□□ 宿□□三人 未選水<sup>〔白鷹カ〕</sup> 開宮<sup>〔白鷹カ〕</sup> 物部忍人

(表)「廿七屯人別九屯

〔十月九日〕水宮經

これは未選の宿侍(宿衛)の舍人水宮經らの3人分の綿27屯を水宮經自身が請求したものである。また、文書の内容はわからぬが、(表)「七月料要割錢五貫五百」(表)「後府」(表)という記載をもつ断簡がある。要割錢は義老三年以後、割官をえらんで要割料を錢で支給する建前となつていて、支給例としては正倉院文書に4例あるにすぎない。

康安 在五歲

第6図

申然而已身者令間天地乃

天乃地乃

第7図

ので貴重な史料といえる。たゞ断片であるので全体の意は不明であるが、要割料が月単位に錢で支給されたことは確かである。また、前に主工署については述べたが、同じ春宮坊の波賞である主張署の請求文書がある。(表)「主張署 請」(表)「□□請如件」。主張署とは館粥、糸水、菓子の類を掌る官司である。さらに物品付札(表)「須々保利」(表)「須々保利」に春宮の名がみられ、また、通東大寺司の官人を召喚したと考えられるものもある。

このほか注目すべきものに寛命体で書かれた木簡が2点ある。

「訴苦在○述○夜庵時平不怠而大尔急訴」

面上下方諸々尊人及小字等至<sup>〔白鷹カ〕</sup>諸々天地乃茲<sup>〔白鷹カ〕</sup>

「□申然而已身者令間天地乃慈<sup>〔白鷹カ〕</sup>」(第7図)

これらはいずれも国文学の資料として貴重なものと思われる。

最後に、貢進付札と考えられるものは出土点数が以外に少ない。そ

の中で、宝亀五年の紀年銘をもつ紀伊國日高郡から貢進された調査に付けられたものがある。また、(表)「□広岡鄉庸米五斗」(表)「部酒人」にみえる庸米は木簡では初めてのものである。この広岡郷は和名録では播磨・美作・武藏に見えるが、このうち延喜式で規定された庸米輪納園は播磨・美作両園に限られる。

(横田 拓実)

# 昭和40年度平城宮発掘調査概報

平城宮跡発掘調査部

昭和40年度における特別史跡「平城宮跡」の発掘調査は第12次（補足）・25次・27次・28次・32次にわたり、このほか奈良簡易保険保養センター建設予定地の緊急調査を奈良県教育委員会に協力して実施した。

第12次補足調査は、第一次内裏周辺の整備計画にともなうものである。第25次・32次調査の目的は、前年度からの継続である宮城四至を明らかにすることであった。さらに第27次・28次調査は、今まで調査をしていない第一次内裏想定地域を中心としておこなつた。それぞれの調査回次、地区名、期間、面積については第1表を参照されたい。

## 第12次補足調査 第2次内裏南面築地回廊

調査地域は、これまで四回にわたり調査した第二次内裏内郭の中央南部で、昭和38年の調査では、南面築地回廊の北側雨落溝まで検出したが、今回の補足調査によつて、回廊基壇と闇門との規模を明らかにすることが出来た。ただし基壇南側は後世の破壊をこうむつており、基壇北縁も大正13年の保存工事の際作られた溝で削り取られていた。

**南面築地回廊S.C.60** 回廊は複廊、すなわち築地の両側に廊をそなえた形式である。門の東西に接続する10間分と2間分とを検出した。東西柱間はほど等間隔で、平均3.73mある。築地本体の幅員は、

東部で1.80m、門の両脇で1.92mあり、門の附近がやゝ広くなっている。寄柱礎石の大きさは、ほど方40cm、厚さ22.5cmを測る。その中の一箇には小穴があつた。築地本体の構築は、

まず築地位置の基底面を叩き固

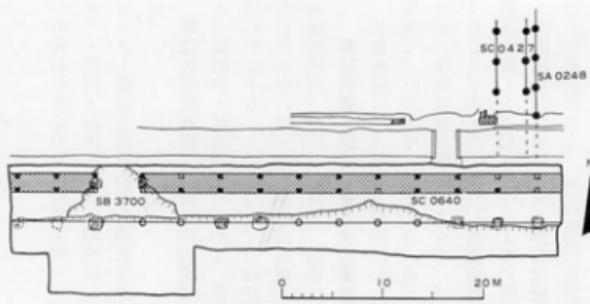
め、添柱を立て、約50cmの高さまで版築を重ねる。そして擬成岩の寄柱礎石を据えつけ、底床

面とそろえたあと、本体を積みあげたものである。寄柱礎石の外側は、築地の壁面にそろえて

いる。廊の部分は、東部では地中面を削り、第9次調査によつて確認した神明野古墳の周濠部にある西部では、盛土をすることによつて、東西の高さを調

第1表 昭和40年度発掘調査状況

発 掘 回 次	調 査 地 区	調 査 期 間 年 月 日	発 掘 量
12(補足)	6 A A Q - B, D, F	40. 10. 15 - 40. 12. 1	5.6a
25	6 A D E - K, L, M 6 A D D - Q	40. 3. 27 - 40. 9. 13	37.2
27	6 A B D - D 6 A B E - K 6 A B R - P	40. 7. 24 - 41. 1. 17	66.9
28	6 A C C - C, F	40. 9. 16 - 41. 3. 18	32
32	6 A A I - M, N, O, P, Q, R	40. 12. 1 - 41. 4. 15	60
保 養 セン ター	6 A D G - M, N	40. 7. 7 - 40. 7. 24	7



第11図 第2次内裏南面築地回廊

整し、その上に黄色土をのせ叩き固めてあり、北面回廊とちがつて、敷石の存在は確認出来なかつた。床面は、築地をはさんで両側に緩るく傾斜している。廊の側柱位置は築地心から3.84mあり、東部で検出した掘方三箇の中二箇には、方形に並べた根石のがつていた。他方西部では、埋土のため、礎石位置を壊振りし、その中にバラスと粘土を五層にして地固めをおこなつてある。しかし置かれ根石は、大部分が取り去られていた。

#### 閑門 S.B.3700

この門は内裏中軸線上にあつて親柱および兩側柱の柱間は4.5mある。親柱の根石に北接して凝灰岩寄せ壁石痕跡があるところから、門は一間分のみで、築地がそのすぐ脇にとりついていることがわかつた。また門の北半の床には、敷石をしきつめたらしく、その三間分に凝灰岩の粉末が散布しており、回廊床面

より約10cm低くかつた。なおこの痕跡は南側ではない。

出土遺物には、土器と軒瓦10数点と埴輪がある。瓦のなかには表層

より出土した「超昇寺〔堂〕」と記した軒丸瓦が一点あつた。

前回までの調査によつて、第一次内裏の掘立柱回廊は、二回の建てかえのあつたことが確認されているが、今回の調査では、築地回廊は、なわち、門から東へ9間目の柱列は、内裏正殿を囲む掘立柱回廊SC 427の西側柱列と一致し、10間目の柱列は、SC 427より新しい欄S.A.248とも一致する。このことから、この南面築地回廊が少くとも一時期にわたつて存在したと思われる。

#### 第25次調査 宮城西面中門

第25次調査は、宮城西面の中門とその内側に沿う細長い区域を発掘した。その結果西面中門、掘立柱建物4棟、掘列7条、井戸2基、溝3条を検出した。

#### 西面中門 S.B.3600

西面中門 S.B.3600は基礎西側の大半が道路の下にあるため、東半部だけを発掘した。

基礎上部は、かなり後世の削平を受けていたが、掘り込みの基礎地固めを検出すること

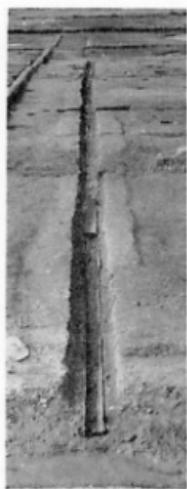


第2図 第25次調査宮城西面中門附近

部で約60mほど残つておおり黄褐色粘土、バラスなどで交互に版築されている状況が明確にみられた。基壇の大きさは南北幅約29.5m、東西幅は門の西半が道路下にあるため不明である。第15次調査の西面南門では南北約32m、東西幅は築地大垣の復原から14mと推定している。それに較べるとこの門の東西幅は、やゝ小さい規模であつたと考える。

門にとりつく西面築地大垣は、築地本体が道路の下にあり調査できなかつた。また犬走りも門を中心とした南北の大半分のところでは、完全に削平せれていた。しかし調査地域の南では、約10mにわたりて確かめることができ、その一部では掘込み地囲めの版築SA1601を認めることができた。

秋篠川水系の旧河道SA1579は、調査地域の南半部を占めており、宮城造営の際には埋立ててあることがわかつた。河道はこの地点で西から南方向へ折れ曲り、南に接する第18次調査地域へ続いている。柵SA3680とSA3590は門の東15mのところや140m以上にわたりている。SA3590の北端は土壤SK3650にぶつれており、確認することはできなかつた。しかし門に対してSA3680の南端と対称的位置に



第27次調査木柵跡

あつたとすれば、3間分が削除され、中門の正面で8間分が開放されたことになる。この柵は門と同時期のものと考えるが、柵列の南北端部では、奈良時代の營地層とされる黄褐色土の下から柱穴が穿れてゐるので、平城宮造営の比較的古い時期のものとすることができる。これに東へ20m隔ててSA3555・3557・3563が平行して走つてゐるが、いずれもその相互關係は明らかでない。そのうちSA3557は第18次調査で検出された柵列に續く可能性がある。なおこの柵はSB3560に先行するものである。(これら南北方向の柵列に対し) SA3567とSA3642は東西方向に連続するものである。前者は掘立柱建物SB3560と柱並みの一一致から同時期と考えられる。掘立柱建物のうちSB3599を除く3棟は、いずれも前後關係を明らかにできるものはない。ほかにこの地域では、平城宮以前および以降の遺構がある。

平城宮以前の遺構としては、発掘地域のはゞ中央を斜めに二条の溝S D3620・3570が横切つてゐる。この溝の溝の形態は、第14次調査で住居址群と共に検出されたものに類似している。遺物は上層遺物に弥生式土器、土師器など混在していた。秋篠川旧河道には堆積砂層を埋り込んだ土壤SK3580があり、そこからは布留式(土師器)の土器が出士した。

平城宮以降のものとして発掘地域の各所に瓦器の包含層があり、平城宮廃絶後の生活面を検出することができた。掘立柱建物SB3599は柱穴も小さく、中から瓦器の出土もあり、その時期の建物とされる。井戸SE3605・3595は極めて小規模なものである。前者は方1mの木枠がわずかに残り、後者は底に曲物の痕跡をとどめていた。

全体として出土遺物は少量で土器、屋瓦のほかはなかつた。

### 第27次調査 第一次内裏

第27次調査地域は、宮城のはゞ中心部北半にあたり、第一次内裏想定地域である。

検出した主な遺構は、建物3、櫛5、廊1、築地2、溝11、窓1、門、土壙などである。基本的には少くとも、建築期をA・B・Cの三門、時期におけることが出来る。

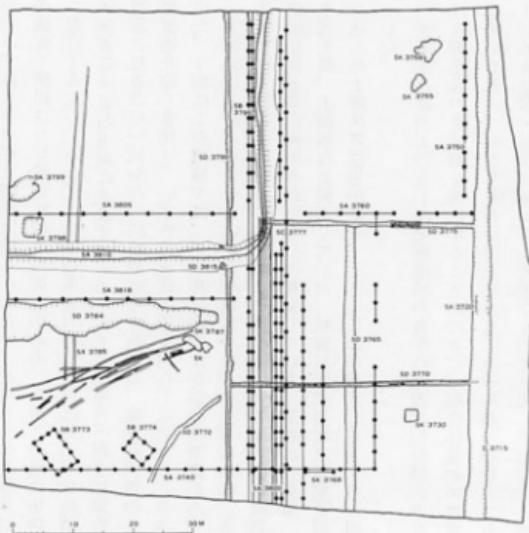
#### A期

A期に属する遺構には、南北築地、築地西側の一束の東西櫛、築地東側の東西櫛、それに付属する門、東西溝(下層)、凝灰岩階架、玉石積暗渠、南北大溝(下層)その他のがある。

南北築地SA3800は、発掘地域の中央を南北に貫いており、もろに北と南とに延びる。発見したのは、基礎固めのみである。築地本体は幅2mで、東西に走り(幅0.5m)と溝(幅0.4m)とをそなえている。築地西側にある一束の東西櫛SA3805・SA3818<sup>14</sup>、14m間隔で平行し、いずれも柱間3.65mある。東端は南北築地SA3800にとりついており、西端は発掘地域外に延びている。築地の東には櫛SA3805のほど東延長線上に柱間3.65m等間の東西櫛SA3780がある。その西端は築地にとりつき、東端は南北大溝SD3715にたたしている。<sup>15</sup>東西櫛の中央に柱間4.2mの門の柱穴には礎板がのこつていて、櫛SA3780の南側には、築地の西側からはじまり、南北大溝SD3715に注ぐ東西溝SD3775(幅0.7m)がある。この溝は、門の前では玉石積暗渠となつていて、その他A期に属する遺構としては、発掘地

#### B期

域東南で検出した柱穴2個S X3768がある。ひとつ底には礎板がのこつていた。南北大溝にかかる櫛S X3720<sup>16</sup>年代はわからないが、その西の道路敷を東西櫛SA3780の門と関連させるならば、A期からはじまつていたと考えられる。



第4図 第27次調査地域実測図

B期に属する遺構には、南北廊、石敷南北溝（下層）、素掘南北溝、土壙などがある。

南北廊S.C.3777は、基壇中央に柱間4.6m等間の柱列が一列あるだけの廊で、A期の築地S.A.3800と重複して検出した。廊は発掘地域の南北に貫き、その北と南は発掘地域外に延びて居る。基壇（幅6m）の築成には一部旧築地を利用している。基壇の両側には、幅3.3mの大走りとみられる部分があり、東側では基壇より南北溝S.D.3765がある。B期に属する遺構としては、他に東北部に土塙S.K.755・S.K.3756、東南部にS.K.3730、中央にS.K.3781がある。

#### B'期

B'期に属する遺構には、木植暗渠、石敷南北溝（上層）、南北大溝（上層）、廻倉等がある。

木植暗渠S.D.3770は、南北廊S.C.3777基壇西側の石敷南北溝S.D.379からの流れをうけて、東の南北大溝S.D.3715（上層）に注ぐ東西41mの暗渠であつて、木植7本をあしらねて居る。石敷南北溝S.D.3790（上層）の木植暗渠への取水口は、石敷を一部低め、その南、北端を、特に磚を縦積みに縁どりし、水の流入を容易にして居る。南北廊S.C.3777基壇上に、2.2m等間の南北柱列S.A.3705が5条検出された。これは廻倉（仮設建物）の柱列とみられる。東一束が一対をなし、西の三条のうち、東の一束（五条の中の束）と西の一束とがそれぞれ対になっており、都合3回の仮設があつたと考えられる。他にこのB'期に属すると考えられるものに、南北廊S.D.3715の西に沿う柱間2.38m等間の柵S.A.3750がある。

#### C期

C期に属する遺構には、築地、柵等がある。築地S.A.3810は、調査地域中央を北から延びて西へ曲った現存の土壁がそれである。東面の築地は、B期の南北廊基壇を利用したものであり、南面の築地は、二条の東西溝S.A.3805とS.A.3818の中軸線上に築成したものである。南面築地は比較的良く基底部（幅2m）のがこつて居る。この南面築地の南に接して溝（幅1m）があり、さらに南に犬走り様の基壇（幅3.3m）をそなえている。南面築地の東端近くには、凝灰岩暗渠S.D.3815があるが、これに接続する溝は削平をうけて、築地の南、北にも現存していない。当地域南半部には、直角に曲る2.95m等間の柵S.A.3740がある。その東面には、門とみられる柱間5.9mの個所がある。以上あげた遺構のほかに、B期とC期との間のものとして、南西隅の柵S.X.3785、石敷南北溝の西方一面に敷かれたバラス、南面築地南側の不整形の濠S.D.3784があるが、これらは発掘の所見から、C期の構築に関係あるものと想定される。

A・B・C各期のうち、B期については、南北廊東犬走り上で多量に検出した軒瓦が8306・6284・6664-Cであることから、その年代を第2次内裏の時期にとめることができる。したがつてA期は第一次内裏の時期に、またC期は平城上皇の年代に想定できる。

從来第1次内裏の築地回廊痕跡と想定していた現存の土壁は、時期のさがるものであることが判明した。しかしその築地の直下、および南延長線上に、南北築地の基底部を確認したことは、第1次内裏・朝堂院の東を廻する築地の可能性がある。また南面築地をはさむ2条の

東西柵は、内裏内部を画するものであろう。

以上の結果のほかに、平城宮以前の遺構として、西南部の溝SD3772・土壤SK3782、方位を無視した建物二棟S.B3773・S.B3774、西北部の土壤SK3798・SK3799がある。溝、土壤は古墳時代に屬しており、この建物もその年代にさかのぼる可能性がある。

出土遺物は、瓦、埴、土器、木簡、柱根、礎板、木柵などがある。瓦の組み合わせの中で、新に6306・6284・6664Cの組合せをみとめた。木簡は、土壤SK3730から検出したものが2点あつて、1点には「角保」の墨書きがあつた。木柵は建築材を転用したもののがほとんどで、柱のほか、術を転用加工したものもある。なお木柵の一端(3本)は、東京国立文化財研究所保存科学部と協議し、防腐処置の上現地に保存することにした。

#### 第28次調査

#### 第一次内裏西方隣接区

調査地域は、佐紀池の南にあたるいちだん低い区域であつて、小字「池尻」に属し、第一次内裏想定地域の西側である。遺構としては、溝、土壤のほか、柵三条を検出したにすぎなかつた。発掘地域東部では、南北に走る柵S.A3853-A(柱間2.85m)とS.A3853-B(柱間2.85m)を重複して検出した。また、これらから西溝、土壤のほか、柵三条を検出したにすぎなかつた。

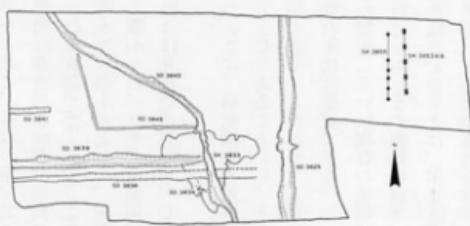
本地域西部は東部より約1mほど低く、東よりに、発掘地域外に延びる南北溝S.D3825(約3m)がある。西方からこの溝に注ぐ東西溝2条S.D3838(約1.4m)、S.D3839(約1.6m)は、その東半部で土壤SK3833によってほとんど破壊されている。土壤SK3833は、重複し群

集する土壤がひとつのようになったもの

ので、局部的に著しい量の瓦堆積を検出した。削平をうけて底石だけをのこす玉石溝SD3834

は、流出口と考えられる場所に台掌作りの木組施設のあるところから、暗渠であつたことが推察される。

そのほか、発掘地域中央にL字状に曲る溝(幅0.6m)SD3838はと西端に地域外に延びる東西溝SD3831がある。



第5図 第28次調査地域実測図

発掘地域は宮城の東南隅で、東一坊大路と二条大路の交差する場所にある。その一部が国道24号線バイパス予定地となつたため、緊急調査を行つた。

発掘の結果、この地域は後世の削平にあつていて、東一坊大路・二条大路敷・掘立柱建物4棟・橋2列・築地2条・溝8条・橋2基・井戸1基の各遺構を検出した。

発掘地域の北西部では東西に流れる溝（上部幅2.8m、以下の数値は同じ部分の溝幅）が走つてゐる。これは第14次調査（宮城西面溝）の際に発見された溝SD1250に連なり、宮城南面の外堀と考えられるものである。溝はさらにSD3410（7.6m）と合流し、東へ12mを隔てて調査地域を南北に貫通する溝SD4090（6.9m）に接続してゐる。前者は、

第22次南地区（宮城東面中門）調査で検出されたSD3410の南延長線上の末端部にあたり、後者は宮城東面の外堀となるものである。合流地点は水流のため、広範囲にわたつて側壁が抉り取られてゐる。また溝の中には數条の杭列があり、この部分は少なくとも3回の護岸工事があつたと推定される。

溝SD1250の南側



图6 桟柱付柱根

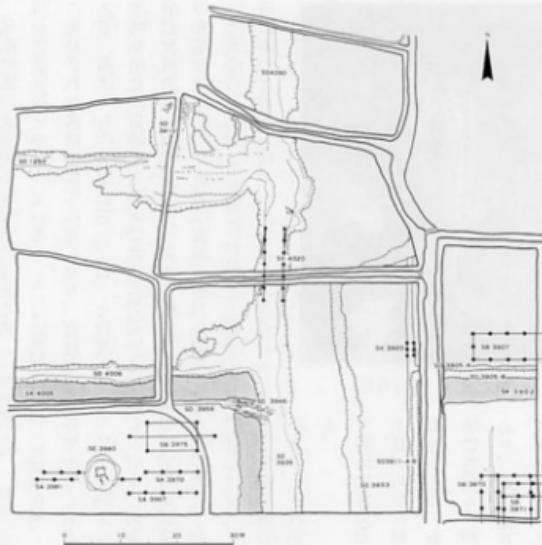
あり、東に流れて南北溝と合流する。SD

D1250とSD4090の間に顯著な遺構がないので、この間が東西に連なる二条大路の路面幅であることがわかつた。SD3956とSD4006と4m離れて平行する溝で、南北溝に合流している。この4mの間に盛土があり、南北溝の西縁に沿つて南へ直角に通つてゐる。盛土面には寄柱もあり、築地SA3905と考る。溝SD3956は築地の下を石組暗渠SD3946を通じてゐるが、後に使用不能となつたようである。南北溝に木製暗渠が設けられている。

南北溝の東側上縁から東へ約20mの位置で、南北に走る溝SD3911-A（1.8m）を検出した。この溝は2時期にわけることがである。すなわち、東から西行する溝SD3905-A（1.8m）がSD3911-Aに接続し、それを切つて溝SD3905-B（80cm）が直角に曲り南行している。溝SD3905の南縁からももう1溝の東側上縁に沿つて南へ続く盛土があつた。この部分は築地SA3902（4.4m）であるが、ここでは築地寄柱列は認められなかつた。また南に続く大部分は、灌漑用水路の下になつてゐるため全体の様相を確認することはできなかつた。この築地は築地SA4005と同一東西線上にある。なおこれらの溝は素掘りで、特別な護岸施設はなかつた。

SD4090とSD3911-Aとの間は、中世の溝二条が南北に蛇行しているほか、遺構は認められなかつた。この間は約20mあり、南北に通じる東一坊大路の路面幅である。築地と大路の関係をみると、築地SA4005は三条一坊の北東を限るものとなり、築地SA3902は三条一坊の北西を限ることになる。

二条大路と東一坊大路との交差点は、南北溝が貫通しているため、



第7回 3732次測定地盤差測図

二条大路の中央に橋S-X-020を架設している。橋幅は13.4mあり、橋杭7本(桁行3.8m、杭間各1.3m)の橋台2基からなつていて。橋杭の数、位置などからして、少なくとも3回の改修があつたことがわかつた。橋下には水流が淀む個所があつたためか、溝の側壁に沿つて有機物の堆積層があり、出土した木簡の大部分はここから発見した。また、この附近より大型の瓦製擬宝珠が出土しており、橋の欄干に用いられた

三条一坊西北隅に掘立柱建物S.B.3870・3871がある。このほかの遺構として、S.B.3975の南に横列S.A.3967・3970・3971がある。掘は東西方向に二条が井列し、井戸S.E.3980の掘方が切り入る。井戸は底部に最下段の木枠組がわずかに残り、二条の瓦製土管を配して導水している。土管には半載される前の丸瓦が利用してある。

に組んだ桟木が柱の下端にはめこんであつた。柱根の残つてないし、柱穴でも桟木が残つていた。これは柱を安定するために組んだものと思われる。全体に柱穴を深く穿ら、また柱が太いことなどから考へると、高い壁のような性格の建造物であつたと想像される。この種の建物は、これまでの調査では発見されなかつたものである。掘立柱建物SB.3307は、一条大路上にあつたことになるが、西妻正面の位置に長さ2.86mの幅SX.3392があり、両者は一連のものと考えられる。また、

と考える。(口絵参照)  
掘立柱建物については、一応2時期に分けて考えられる。(時期および規模については第2表)

と考える。（口絵参照）

平城宮以前の遺構として、弥生式時代の溝一条が調査地域の東で南北に施行しているのを検出した。また、各遺構について略述したが、これを平安宮東南隅と比較してみると、この両者は極めて類似している（第7図、第8図参照）。すなわちSD1250は宮城南面の外堀となり、SD400が宮城東面の外堀となつてゐるなど同じである。平安宮との違いはSD2410の溝がないこと、宮城東面の外堀は二条大路を貫通して南に流れていること、そのため東一坊大路の道幅が同じであることなどである。また平安宮の築垣心々距離は大宮大路で12丈、二条大路の17丈に対し、平城宮では東一坊大路の幅が1丈短くなっている。

路面については第16次調査の朱雀門・第22次北地区調査では一部、バランス敷面が認められ、路面の状態が推定されている。ここでは冒頭に述べたように後世の削除をうけ、道路敷にはその痕跡を認めることができなかつた。しかし三條一坊附近の土質と、二条大路とではかなりの相違がみられる。このことは両者の埋没時期に差があつたことによるものと推定される。

遺物は重要なものが数多く出土したが、とくに溝からの出土品が大部分を占めている。溝のうちでもSD4000から最も多く出土し、屋瓦、土器、木製品類、金属製品、石製品など多種にわたる。そのうち顯著なものあげると土馬、土師、六百数十点にわたる木簡、墨書き土器、木製人形、硬玉製勾玉、縁袖軒瓦がある。縁袖軒瓦などはこれまで平城宮内では、出土をみなかつたものである。（22頁挿図参考）

そのほかとくに注目に値することは、金属製品が大量に出土したこと

である。品目も各種にわたり和銅鏡をはじめとした各種の銅鏡、銅鏡片、海老鏡、雷金具、飾り金具、鉄鎌、鍔、釘、針、針金、玉類などがある。隆平永宝のごときは、一括して199枚以上の出土があつた。とくに金属製品や大量の鰐塗の出土は附近に鍛冶関係、官工房があつたらしことが推測される。

溝SD4000は出土遺物からみて、かなりの年代にわたつて使用されていたと考える。また埋土より少なくとも10世紀を跨らない埴輪、綠釉水瓶、土師器、須恵器が出土している。これらのものは溝の埋没時期を暗示させるものである。

この地域では明らかに東一坊大路を検出し得たが、宮城東面北門、中門の東位置にある第22次北・南地区的調査では大路の推定位置に柵列、掘立柱建物、井戸などの遺構が発見され、大路として認め難いところもあつた。このことは東一坊大路との関係について、重要な疑問を提起するものである。

#### 奈良簡易保険養センター建設地調査 宮城西面外堀

この場所は第14、15次調査地域のはゞ中間で、緊道を隔てた宮城西面外堀にある。ここは簡易保険郵便年金福利事業団による奈良簡易保険セセンターの建設地となつたため、小規模なトレーン（東西60m、南北6m）を穿つて遺構の存否を検討した。

その結果、西面の築地大垣の中心より堀地を隔てて西へ約12mのところ、溝の西側上縁を検出した。溝の東半部は道路の下へ続いているため溝幅、東側上縁を確認できなかつたが、宮城西面の外堀と考えるものである。

地区	時期	道構	柱間	柱間寸法		備考
				横行	梁行	
第25次・西面	A	S A3555	6以上	2.7		北面
		S A3557	5以上	2.2		
		S A3590	26以上	2.6		
		S A3640	3×3	2	2	
		S A3642	4以上?	2.1		
		S A3680	11以上	2.6		
	B	S B3690	5以上×2	2.6	2.6	
		S B3560	7×2	2.3	2.3	
		S A3567	7以上	2.8		
第27次・第一次	A以前	S B3773	4×2	1.6	1.4	
		S B3774	2×2	2	1.6	
		S X3720				
		S K3768				
		S A3780	9以上?	3		
		S A3800				
		S A3805	10以上	3.5		
		S A3818	10以上	3.5		
		S B3795	35以上	2.2		
		S A3750	12以上	2.4		
	B	S A3740	32以上	3.0		
		S A3810				
第32次・宮城東南隅	A	S B3870	3?×3以上	2.8	2.8	東西廊?
		S A3902				
		S B3907	3以上×2	3	2.3	
		S X3920	2	1.2		
		S A3967	4	3		
		S A3970	8以上?	3.2		
		S B3975	1×1	9	5	
		S A3981	6以上?	3		
		S A4005	6以上?	6		
	B	S X4020	6	2.1		橋 北面
		S B3871	2以上×2以上	2.5	2.3	

掘の上縁から西へ約30mの間は、遺構を認めることができなかつた。更にこの西には、幅約2.7mの浅い溝状の凹みがあり、部分的に溝底とみられる砂の堆積があつた。これにより30mの間が、南北に通

第2表 発見建物遺構

表中の時期区分A・B・Cは、同一地区での相対的な序列である。

各地區に共通したものではない。

また

柱間寸法は概数値を示す。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

# 旧一乘院関係近世文書の収集

建造物研究室

明治初年以降奈良地方裁判所の事務室として使用されていた興福寺乗院旅館、殿上及び玄関など、昭和三十七年四月九日重要文化財の指定を受けた。それと前後して県庁周辺一帯の整備計画に伴い、裁判所の南面の道路が十九回拡張され、裁判所の新庁舎が建設されることが決定したので、これらの建物を他所へ移築せねばならなくなつた。建物は唐招提寺の旧能満院に移築されることとなり、昭和三十九年六月六日竣工式が取り行われたのである。旅館その他建物の解体移築の開始と、裁判所新庁舎の建設の間を利用して山堵ある一乘院旅館一帯を発掘調査することの重要性は既に認められており、移築工事とは別箇に県内に「旧一乘院道場発掘調査委員会(代表者・大阪市立大学教授浅野清氏)」を設け、県教育委員会が調査を委嘱したもので、奈良国立文化財研究所の歴史研究室及び建造物研究室員が協力し、昭和三十八年三月から調査をはじめ、一月にわたつて行つた。その結果報は本研究所の昭和三十九年八月発行の年報(第5号)及び県教育委員会刊行の「重要文化財正一乘院旅館、殿上及び玄関移築工事報告書」に当該所平城宮跡調査委員会工藤幸章、八寶曾我食が執筆し私も同属の担当した。なお後者編纂に当つて、第三章第六節「史料的考察」として私が提供しておいた「一乘院関係近世史料」は、前々回年報原稿が切までには未整理のものが多く、従つて収録されておらず、工事報告書に掲

載の分も完全とは言えない。ここに一乘院坊官二条春日記などを摘記して、寛永十九年十二月二十六日焼失以前にはどのような建物があつたのか、そのうち廢長期から寛永期にかけて建てられたのはどれか、火災後寛安三年再興までの事情などに関する記録を摘要し、一乘院考察の参考に供したいと思う。

## 1、火災當時の記録

寛永十九年(二条寺主有秉)

(旧保井文庫・天理図書館所蔵)

御門主<sup>二</sup>吉親王尊覺様と申し御年三十五歳也  
一乘院御門跡炎上之記也 御寺務当年まで廿一年  
御執務被成除

當院之御所様御弟子様也當近衛殿大御所様とは御  
兄弟也

年十一月廿七日 有秉(花押)

〔本文〕十一月廿七日 空宮祭礼也

廿七日天氣は晴候へとも早天より風吹以外にさむ

く御座候也然社之住丹波寺主有秉五ツ過出

仕御候等當公私御宿泊名遣當事中通御體難

那清賀出住はも親ノ名代也別公宝藏院御本願院

大かた諸役相用申候下わたりわたり可申と謹候

申に由坂町いかにも小家より午刻時分程に火を出

申西風以外アラク吹高天町へ火ヲキ申又風未申成

高天市坂之新屋焼申されよりも火二筋成東河町中筋町す屋の町ヤケ申其火御門跡兼御延殿之東之

方新御領上火ツキ風にて吹付申此御殿と申は一乘院殿御本願御門主定照之御殿也天保年中立申延殿也七百年アマリにても候はんや古御殿火何ともケシ申事難成八方へ火廻申候ゆへ新御殿を取出可申とて宝寿院良願坊五郎御同学北面<sup>三</sup>頤福院伊豆其外若衆ハシリ廻中外かはのしとみをへ見事打やぶり申候へとも御ツク外かは先御門主尊勢様御開板之氣外の御ツク為用心と後仰候ていかにも大夫に波成火打はなし申事難成はや火ヲチかかり申候故各けしかね申候無信新御殿何も炎上投もく歎カシキ事但新御殿火殿上御廊<sup>くわん</sup>ヘツキ申風<sup>くわん</sup>あらく吹付對面座敷九帖一度に燒夫ヘツキ申風<sup>くわん</sup>あらく吹付對面座敷九帖一度に燒夫其火御面大<sup>おほ</sup>御門<sup>アサヒ</sup>御前上台所之方ノ御殿三ツ大台所小生來侍衆長屋一度ニ焼失門の御前火西之御殿へつき申候此御殿へ去年御所様禁中にて一之結構成御殿被延候京都去去年御取よせ此方へ引所こと<sup>ノ</sup>敷御物入ノ御殿也内々前より火共御殿付焼申候長講堂へらうかヤケ申候御持佐京堂長講堂付焼申候長講堂火にて阿弥陀院清淨院慈尊院怡皮屋此坊ともやけ申候此長講堂は古之義上後久立木申大往候御代ニモ難成愈ニ当御門主尊覺様女院御所様へ數年御相成御成愈ニ当御門主尊覺様御合方木料千石余承一年半もノ首尾仕候姑結立中然御本尊ハむかし阿弥陀院也わきにちも向兩今



セラル、事事中坊ヨリ祭良中人足中坊代

宣所ノ人足ニ面二三日待持了

元和四年十二月十一日 御殿殿八間ニ佛カ、ル内

ニ漫書合板房官業座新御願フ、キ一間

其フ、キ屏風引キワニ豈二帖敷ヒ机御座

也

寛永三年四月十九日 一乘院殿講堂新ノ始在之

六月廿四日 御門跡長講堂上殿後没時分

立ソノ口日中迄ニ極被風迄私仕舞也

b、寛永十年ヨリ承応四年マテ

日々記抜書（興福寺所藏）

同（寛永）十六年正月十五日 於民講堂修正在之

寺僧衆一人人側公

二月廿一日 来月三日ニ新御願御開帳

之儀被仰出也

以上によると、禁裏から駕舎を賜つたのは慶長十

五年頃のことであり、それが西（又は西）御殿と尊

せられたことと、長講堂新切が寛永三年完成が同

四、五年頃となることが判る。

三、復興に対する幕府援助の顛末

寛永十九年十一月廿七日燒失以後、一乘院はどのよ

うにして被旧されて行つたかを興福寺所蔵文書を辿

して跡めて見よう。

a、有乗源乗日記（興福寺所藏）

寛永廿年正月元日 一乘院御門跡様目去年大心経

院ニ御座候放元日御罷〔〕併昨年之火

事ニ達ふて〔〕（下略）

五月九日 寂乘寺主今日從江戸上着

旧一乘院関係近世文書の収集

也公方様方御奉書□御書致拜見候旧冬

火事子詔使公方様御應へ云之趣御御足

之音奉得其急候因茲被送延義御地御念之

入候段上聞候延義御機縫之御事候委曲ニ候

寺主可為説候此由凌遲無候久々遅言

四月廿五日 阿部対馬守 重政判

阿部豊後守 忠秋判

松平伊豆守 信綱判

中川左京亮般

如此訓案文也中川とみて中滔を筆者之譲

かと申

同（六月）十五日 上座法眼宣秉病氣ニ

而無本腹今日中ニ死去申也八十一歳有

采親父也

正保三年（正月）同廿一日 中滔座上腰衆四ツ時

分ニ本尊地藏王坂板今入

（四月）同廿九日 公方様方御門跡へ銀

子三百枚わた二百把大御所様も御門跡へ

銀子百枚御あわせ重御使尾田加賀守殿

今用式籠輔大納言様も御使牧野内匠

子三百枚わた二百把大御所様も御門跡へ

銀子百枚御あわせ重御使尾田加賀守殿

正保四年九月十一日 御暇被下五ツ時分ニ登城阿

謹候後宇治阿添馬守殿天武左京殿被仰渡也

諸御物有之御奉書之趣

従一乘院御御書吉致拜見候今度御通常之儀

被仰出御板倉防守相連御溝說之山奉持

貴意候依之為御被差延義御文庫ニテ右之通

及上開御文庫御前被差出御金之入候段

御授訓御事候此由宣有浅遠候久々謹言

九月十一日 阿部豊後守判

松平伊豆守判

阿部対馬守判

九月十三日 今日江戸衆定仕也

衆々も恒々御反事則板倉因防守殿へ公方様より御  
殿被仰渡候也中滔左京二ヶ月あまり江戸に相招中  
之音奉得其急候因茲被送延義御地御念之  
候奉行衆毎日やうに麗出御番立中上候ニ付  
入候段上聞候延義御機縫之御事候委曲ニ候  
寺主可為説候此由凌遲無候久々遅言  
物語とも承りて上下自出席嚴共なりと申事也  
とあるのによつて判る。

正保四年（慶安元年）より完成までの資

料

火災後の一乘院門隣江戸下向とい廿一年三月

より一ヶ月間の中滔左京の奉行衆への働きかけと

いい。主従共によくねばり抜いて再興許可をとり

つけた。しかし実際に金子拜領するまでには猶三

ヶ年を要したようである。

c、有乗日記（興福寺所藏）

正保四年九月十一日 御暇被下五ツ時分ニ登城阿

謹候後宇治阿添馬守殿天武左京殿被仰渡也

諸御物有之御奉書之趣

従一乘院御御書吉致拜見候今度御通常之儀

被仰出御板倉防守相連御溝說之山奉持

貴意候依之為御被差延義御文庫ニテ右之通

及上開御文庫御前被差出御金之入候段

御授訓御事候此由宣有浅遠候久々謹言

九月十一日 阿部豊後守判

松平伊豆守判

阿部対馬守判

九月十三日 今日江戸衆定仕也

観

銀三百貫目一乗院殿に白川之等為引科被遣  
候間一乗院殿坊官に手形ニ板倉周防守御裏  
判被相送( )可出勘定是等當院送状之以來  
之手形ニ面無之候以上

右三人奉行

九月十一日

久貝因幡守殿

曾孫丹波守殿

横地一郎左衛門殿

福井清左衛門殿

森川庄兵衛殿

此手形ハ大坂御金奉行方ニ( )り申し其  
外坊( )手形ニ板倉周防守御裏判( )中  
沼左京筆者ニ面三百貫目之銀子請取申( )仕  
二朱法眼有乗中京元右内人へ判仕周  
防守殿( )夷印取寺主源兼上京也

慶安元年

" 五月十一日 御門跡御厨普請大工古屋

" 出来

" 十四日 同所請普請日用入札今日定

申候材木( )出来

" 六月四日 御門跡御殿ノ材木本津川無木  
為付かね申候事所著請大工十人斗參材木  
を( )木原付て材木( )

" 三年三月十六日

一御門跡新築出来ニ付今日ハ角南喜院御移徙  
被遣也御同學眾其外之者同公御祝儀進上也  
京都( )も御祝儀ノ御使者有也

一秉院宮殿西北隅本塗書跡に「慶安二年云  
とある。」

々」とあるのが、この記録により立証されたことに

ならう。

一乗院への水路の資料

最後のところで、一乗院庭園に關係ある水路の資料を集録して見よう。

正保三年正保三年 両人日記 (興福寺所藏)

" 十月朔日 走水ノ事ニ付申分再發仕自

大乗院殿六方衆五人御料可有山ニ付大乗院

様( )中酒在京杉原兵部病兩人被遣六方( )

走水ノ事一乗院殿已仰付候山被抑遣故

罪科停止被成 公義沙汰法有之事也此走水

ノ事ハ廢和年中一乗院御一代ニ慈信

ハ初ル水ニ大石ニ( )ノ瓦ヲ切付川中

ニ在此水ヲ( )石ト名付此石る半分( )

ニ分テ春日ノ御供所ニ半分一乗院殿ハ半分

ト在之調門跡泉木へ申在也此時ノ泉木ノ

名ハ福治本ト申也此本( )申事難成也

正保四年

" 一月十三日 忠山様御下向御宿坊金蔵院薪

能御見物

" 十七日 今度応山様御下向之事大乗院

殿井五箇役者等去年迄走之木遣入候一乗院

殿へも( )乘轎中御伺被( )少可被成申

此水一乗院殿御泉木( )水ハ水屋川ノ

三分水石アリ此石日ノ丸トモ申又三光右

トモ中波石ヨリ此ホヲ分テ春日御供所ト一

乗院殿ヘト分申也去年御泉木ノ木本水御不

審ツ仕候乞ニ寺務大工五箇役者寄合申

院屋ノ泉木新( )ニホヲ取申候事ヲタクミ被

# 奈良国立文化財研究所要項

## 一、調査研究概況

### A 総合研究

1 平城宮跡発掘調査  
本年度は第25—32次の6回にわたって調査をおこなつた。(本文31頁以下参照)

### B 西大寺調査

前年度に引き続き既來の調査の成果を基礎に、報道研究との関連において、松雨龍門では松伝仏師の研究、那利滿門では西大寺愛染明王像をめぐるて善円の動向を検討、工芸部門では寂尊舍利塔の性格について研究をすすめた。なお、西大寺末寺帳にもとづいて、尾道淨土寺、開防國分寺、豊前大興善寺、肥前東妙寺、竪谷寺、石塔院、志布志宜満寺など地方末寺を調査した。

### C 各個研究

#### 1 美術工芸研究室

工芸作品の分野は多岐にわたり、各分野にわたつて伝統的系譜がたどれるものは、新材料であり、技術であり意匠である。前年より引継ぎ意匠の面においてこれを調査し資料をあつめている。

#### 2 仏教納入文書の調査研究

本年度は岡山東寺院阿弥陀如来像、広島縣三寺城阿弥陀如来像、東京原家地蔵菩薩像、奈良中宮寺文殊菩薩像、笠山竹林寺地蔵菩薩像などについて調査を行ひ、また収集資料の整理と検討をした。(本文

### 12頁参照)

### 3 奈良様形刻的研究

南都造像史研究の一環として奈良様形刻の形成と伝流について調査研究するもので、本年度は主として應原末葉初頭の造像活動について検討するとともに、中世における兩派の仏師特に顯慶・浪藏・康宇等に関する資料蒐集を行つた。

#### 4 その他の調査

修驗關係の造像をめぐつて大和大宰山寺ほか松尾寺、坂本坊のほか、鳥取三佛寺、佑善大山寺、鶴淵寺等の諸像について調査した。

#### 5 上代陶画の研究

ひきつき堂塔壁畫の問題を中心に、技法と画師について歴史資料の整備をすすめ、榮山寺八角堂、元興寺御堂房などについて調査をおこなつた。

#### 6 南都仏教絵画の研究

中世南都釋迦佛の動向を中心に、南都末弘、幽の諸相を研究するもので、四天王寺、根津美術館などの鉢作品について資料を整備し、興福寺以下諸寺の調査をおこなつた。

#### II 歴史研究室

##### 1 府指揮寺經典古文書調査

昭和35年度以降の調査の继续で、本年度は主として同寺森本長老が寄進された經典類を調査した。幾つかの優品が見られたが、その中の一点を選んで本文中に掲げた。(本文19頁参照)

### 2 西大寺經典古文書調査

昭和37年度以降の調査の继续で、本年度は主として西家誠の聖教を調査したが、その中から若干の中世文書も発見された。

### III 建造物研究室

#### 1 建造物調査

唐招提寺放送・薬師東塔など一部実測とともに

#### 2 奈良市内古民家等建築の調査

奈良市教育委員会の依頼により、市内古民家の補足調査、奈良少年刑務所(明治建築)等の調査を行なつた。

#### 3 史跡公園の研究

史跡等の保存および公園化して活用することにつ

#### 4 平城宮跡復元調査

平城宮朱雀門内外正殿・内裏櫛立柱廊等につき、資料収集・模型設計および製作指導にあたつた。(本文23頁参照)

#### 5 小堀遠州関係遺跡の調査

昭和37年度に行つた小堀遠州関係資料の収集によつて、遠州作事関係の指図の大半を閲覧または複製することができた。そこで昭和40年度は指図に示された地形地物と現跡とを照合することに努めた。その結果、小堀新作敷設跡、伊庭御茶園跡等を確認することができた。それら成果は学報第十八回「小堀遠州の作事」に収めたので参照されたい。

#### N 文部省科学研究所による研究

隼人に関する基礎的研究 岩本 次郎  
記紀系語の再検討から 天孫譜編纂の隼人と、大伴・尾張・越後各氏の関係を考察し、また『延喜式』にいう五畿内井びに近江・丹波等の隼人定着地を具体的に明らかにして、服部異族の被支配的実態を考究した。

古代における瓦陶兼業窯跡の研究

横山 浩一

古代における瓦工と陶工の関係を追求し、あわせて瓦と土器の編年の相互証拠を行った。瓦陶兼業窯跡についての資料の収集と、京都都市建設瓦陶兼業窯跡出土品の整理を行つた。

七・八世紀の鉄器の生産について

木村 豪章

日本における主要な砂鉄産地である中国山脈そいの地域における古代鞍鉄道路の分布調査をおこなつた。とくに、三次盆地において遺跡周辺地域で母岩を探集し、現在分析中である。

銅鐸の型式学的研究の基礎資料を収集した。研究

佐原真一

成果の一部は『日本の考古学史』弥生時代に発表した。名物製の研究 守田 公夫

名物製の資料蒐集のため、前田育徳会、東京国立博物館、根津美術館、藤田美術館に収められている名物製の一冊を撮影した。名物製と兼用器をもつ若道関係の文献を筆頭して資料の蒐集と調査にあたつた。

近畿における近世社寺建築の様式的研究

鈴木 充

大阪府百濟寺跡の発掘調査 昭和40年5月~8月  
府教委主催。寺跡の公園化に必要な資料を得るために、工藤圭章、田中琢ほか所員多数の指導のもとに発掘を行い、昭和7年の調査結果を補足した。

兵庫県伊丹廢寺跡の発掘調査 昭和40年8月  
伊丹市教委主催。高井健三氏担当。沢木仁、牛川喜蔵が調査に従事した。

大阪市奈良波宮跡の免掘調査 昭和40年9月~10月  
難波苦址跡彌食会主催。大阪府第二整枝学園建設地の緊急調査。沢木仁等が指導し、天武朝以前の朝廷院跡と聖武朝第一堂を発見した。

長野県大村廢寺跡の調査 昭和40年12月  
県教委主催。新潟農業都市建設とともになう分布調査の一環として行われた試掘を横田義章が指導し、礎石の存在を確認した。

鳥取縣大村廢寺跡の免掘調査 昭和41年2月~3月  
県教委主催。浅野清氏担当。道路幅幅とともになう緊急調査。鈴木充等が指導し、塔とその南方に当る堂跡を発掘した。

京都市烏羽堀宮跡の免掘調査 昭和41年2月  
府教委主催。昭和38年度以来の継続調査で杉山信三が指導し、今年度は小暮殿が出た。

兵庫県山能登生式道路の発掘調査  
尼崎市主催。村川行志氏担当。横山浩一、田中

近世の寺院建築構造を奈良市および京都市南部を中心に調査し、年代別に其の存置状況、遺構の特徴などをについて、資料を集め、また東京大学所蔵の平内文書など、近家開基の資料を複写し、その内容について検討した。

C 調査指導 昭和40年5月22日(於本所)

D 研究發表 昭和40年5月22日(於本所)

名物製とその背景について 横山浩一  
大化革新制についての一考察

名物製とその背景について 横山浩一  
大化革新制についての一考察

奈良市街の変遷について 工藤圭章  
昭和40年11月6日(於平城宮発掘調査事務所)

平城宮出土の木簡について 横山浩一  
平城宮跡第22・26・27次発掘調査について

木村豪章(監修)について 横山浩一  
昭和41年3月1日(於平城宮発掘調査事務所)

平城宮跡第22次発掘調査について 河原純之  
昭和40年度文部省科学研究費交付金による研究

E 研究課題 昭和40年度文部省科学研究費交付金による研究

隼人に関する基礎的研究 各研究者  
昭和41年度文部省科学研究費交付金による研究

名物製の研究 各研究者  
昭和41年度文部省科学研究費交付金による研究

銅鐸の研究 各研究者  
昭和41年度文部省科学研究費交付金による研究

名物製の研究 各研究者  
昭和41年度文部省科学研究費交付金による研究

近畿における近世社寺建築の様式的研究 各研究者  
昭和41年度文部省科学研究費交付金による研究

A 文化財保護法 横山(法第115号5月30日)

## 二、組織

研、佐原真ほか平城宮跡発掘調査部員多数が出

張し、地元の研究者によつてすでに免掘されてい

た第四区の住居跡、埋葬の実測と、あらたに設定した第五区の分層的な免掘調査を指導援助した。



における職員の人事に関する事。

二 文書の批評及び公印の質等その他の資料

三 経費及び収入の予算、決算その他会計に関する

二二〇

五四

六 前各考に掲げるもののほか、他の所掌に属し

車両を処理すること

卷之三

芸品、書跡その他建造物以外の有形文化財及び工

吉野柳に関する調査研究並びにその結果の書籍

建物研究室の所掌事務

第四条 建造物研究室においては、建造物に関する

新編 金匱要略 卷之三

歴史研究室の所掌事務

五章 歴史研究室における歴史教育の実践

する事務をつぶす。

平城宮跡発掘調査部の六室の所掌事務

六卷之二

り分担して、平成宮跡の発掘及び調査研究並びに

その結果の普及及び活用に関する事例をつかさど

子宮癌の早期発見と予防

物の保存整理及び調査研究並びにその結果の普及

及び活用に関する準備をつかさどる

の設置及び調査研究並びにその結果の普及及び活

用に関する事務をつかさどる。

卷之三

所長は、所務を整理する。

この規則は、昭和四十年四月一から施行する



ANNUAL BULLETIN  
OF  
NARA NATIONAL RESEARCH INSTITUTE  
OF CULTURAL PROPERTIES

1966

CONTENTS

TEXT	Page
Various forms in Esoteric Buddhist "Kekkai" (Sīmābandha 結界) and the Site of monastery .....	1
Investigation by an X-ray of "Chikō-maṇḍala-zu," a painting on board kept in Gangōji monastery Gokurakubō .....	8
A Standing Kṣitigarbha Bodhisattva kept in old Kasayama Chikurinji monastery .....	12
Investigation of Art objects in Maizuru district of Kyōto Prefecture (second series).....	16
On "Ta-pan-jo-po-mi-to-ching" Vol. 600ed kept in Kasugawakamiya-jinja shrine.....	19
Restoration model of the Nara Imperial Palace's architecture in Sujakumon and Dairiseiden.....	23
Wooden writing tablets unearthed in the Site of the Nara Palace in 1965 .....	27
A brief report on the excavation and exploration in the Nara Palace for the year 1965 .....	31
Collection of modern ages manuscript concerning old Ichijōin monastery .....	41
Organization and Activities of the Institute .....	45

PLATES

An X-ray photograph of "Chikō-maṇḍala-zu", a painting on board,
Restoration model of the Nara Imperial Palace's Sujakumon and Dairiseiden.
The excavation and exploration in the site of the Nara Palace, Relics unearthed in the site of the Nara Palace.
A Standingstatue of Kṣitigarbha Bodhisattva (地藏菩薩) from Chikurinji monastery.

Published by

Nara National Research Institute of Cultural Properties

Nara, 1966